

閲覧用

第6次新地町総合計画
後期基本計画（素案）

令和 年 月
新 地 町

第Ⅰ部 序論	1
第1章 総合計画の策定にあたって	2
1. 趣旨	2
2. 位置づけ	2
3. 計画の概要	3
4. 計画の策定体制	4
第2章 新地町の概況	5
1. 位置	5
2. 自然・地勢条件	6
3. 新地町のあゆみ	7
第3章 新地町の現況・課題	10
1. 定住人口の確保	10
2. 生活利便性の確保	11
3. 多様な産業の振興・復興	12
4. 自然環境の保全・活用	14
5. 強靭で安心安全な環境の整備	15
6. 高齢者の健康づくり支援	16
7. 子育て・教育環境の充実	17
8. 協働のまちづくりの推進	19
 第Ⅱ部 基本構想	21
第1章 まちづくりの基本理念	24
第2章 新地町のめざす将来像	25
第3章 まちづくりの目標	26
第4章 施策の大綱	28
1. 快適で活力あるまちづくり	28
2. 災害に強く安心安全なまちづくり	29
3. 健康で元気なまちづくり	31
4. 未来につながるまちづくり	32
5. 住民力を活かすまちづくり	33
第5章 まちづくりの指標	34
1. 将来人口・世帯数フレーム	34
2. 土地利用構想	36

第Ⅲ部 基本計画	37
第1章 快適で活力あるまちづくり	39
1—1 若者定住化の促進	40
1—2 地域資源を活かした観光交流	42
1—3 商工業の振興	44
1—4 農林水産業の振興・復興	46
第2章 災害に強く安心安全なまちづくり	49
2—1 防災体制の充実	50
2—2 犯罪や事故のないまちづくり	52
2—3 交通体系の充実	54
2—4 地域環境の保全	56
2—5 緑の保全と活用	58
第3章 健康で元気なまちづくり	61
3—1 健康づくりの推進	62
3—2 安全で質の高い医療の充実	64
3—3 高齢者福祉の充実	66
3—4 地域ぐるみの福祉の確立	68
第4章 未来につながるまちづくり	71
4—1 子育て支援	72
4—2 特色ある教育	74
4—3 生涯学習・ボランティアの推進	76
4—4 文化・スポーツの充実	78
第5章 住民力を活かすまちづくり	81
5—1 協働によるまちづくりの推進	82
5—2 デジタル化の推進	84
5—3 持続可能な行政運営	86
5—4 多様な主体との連携	88

第Ⅰ部 序論

第1章 総合計画の策定にあたって
第2章 新地町の概況
第3章 新地町の現況・課題

第1章 総合計画の策定にあたって

1. 趣旨

本町では、昭和 47（1972）年 3 月に第1次となる新地町振興計画を策定し、めざすところを「住みよく健康のあふれる町 産業の豊かな町 文化と知性の輝く町」として計画を推進してきました。以来、第2次から第5次新地町総合計画を策定し、令和 2（2020）年度を目標年次とする第5次総合計画では、第4次から継続した基本理念である「人と自然が共に輝き 笑顔あふれるまちづくり」の下で、様々なまちづくりに取り組んできました。また、震災後に策定した第5次総合計画後期基本計画においては、復旧・復興も加味した施策等を進めてきました。

近年、まちづくりをめぐる環境は大きく変化しております。本町においても少子・高齢化の進行、若者の流出、厳しい財政状況や新型感染症対策など幾多もの課題を抱えています。そのため、今後は中長期的な視点に立った持続可能な行政経営を進め、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていく必要があります。

本町では、本町を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応し、長期展望に向かって町民とともに本町のめざす将来像を実現するため、令和 12（2030）年度を目標年次とする「第6次新地町総合計画」を令和 3 年 3 月に策定し、様々な取り組みを実施してきました。

その後、令和 3 年・4 年福島県沖地震の発生など、本町を取り巻く社会情勢が変化するなかで、第6次新地町総合計画の前期の計画期間が満了を迎えることから、今後 5 年間ににおける将来像の実現に向けた取り組みを示す後期基本計画を策定するものです。

2. 位置づけ

総合計画は、本町の行政経営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位の計画であり、社会情勢や本町を取り巻く環境の変化に応じた、これからの町政の総合的な指針となるものです。

また、本計画は本町が抱える課題と目指すべき方向性を町民と共有し、わかりやすくかつ明確に示すとともに、実効性の高い計画としていきます。

3. 計画の概要

本計画は、本町の将来目標を実現するための施策の基本的な考え方を定め、全ての町民や事業者、行政が行動するための基本的な指針であり、「基本構想」、「基本計画」及び「行動計画」の3つで構成されています。

(1) 基本構想

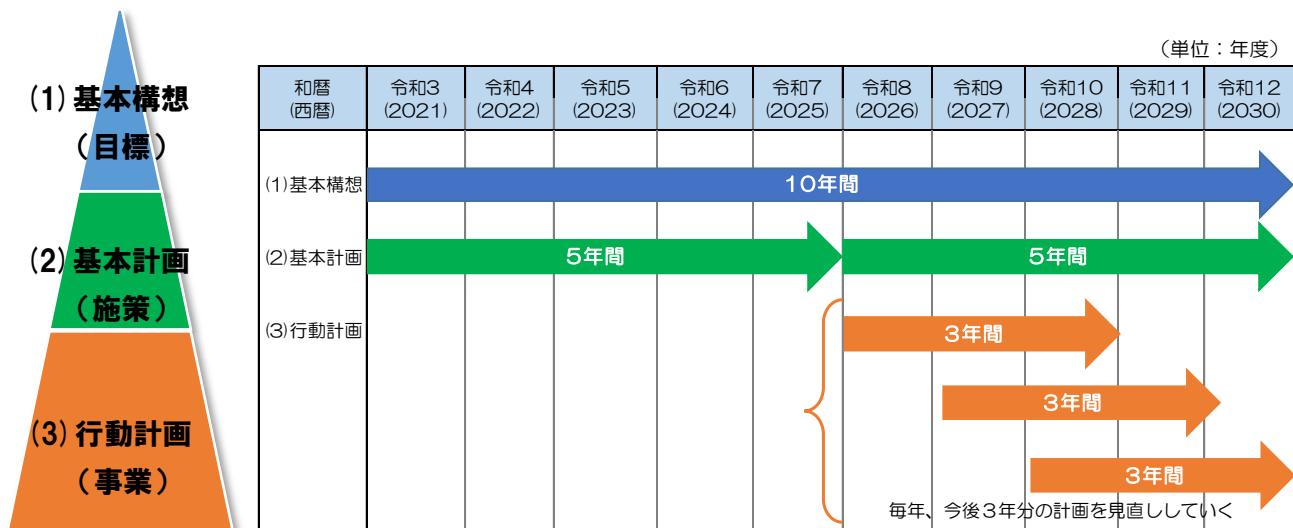
まちづくりの基本理念と10年後の新地町のめざす将来像を明らかにし、まちづくりの将来目標とその目標達成に向けた施策の大綱を分野ごとに示すものです。

(2) 基本計画

基本構想で示したまちづくりを進めるため、各分野におけるめざす姿や課題を明らかにし、今後5年間において課題を解決するための必要な施策を示すものです。

(3) 行動計画

基本計画の各施策に基づいて、今後3年間に実施する事業や実施時期を財政計画との整合性をもって示すもので、毎年度の予算編成の基礎となります。

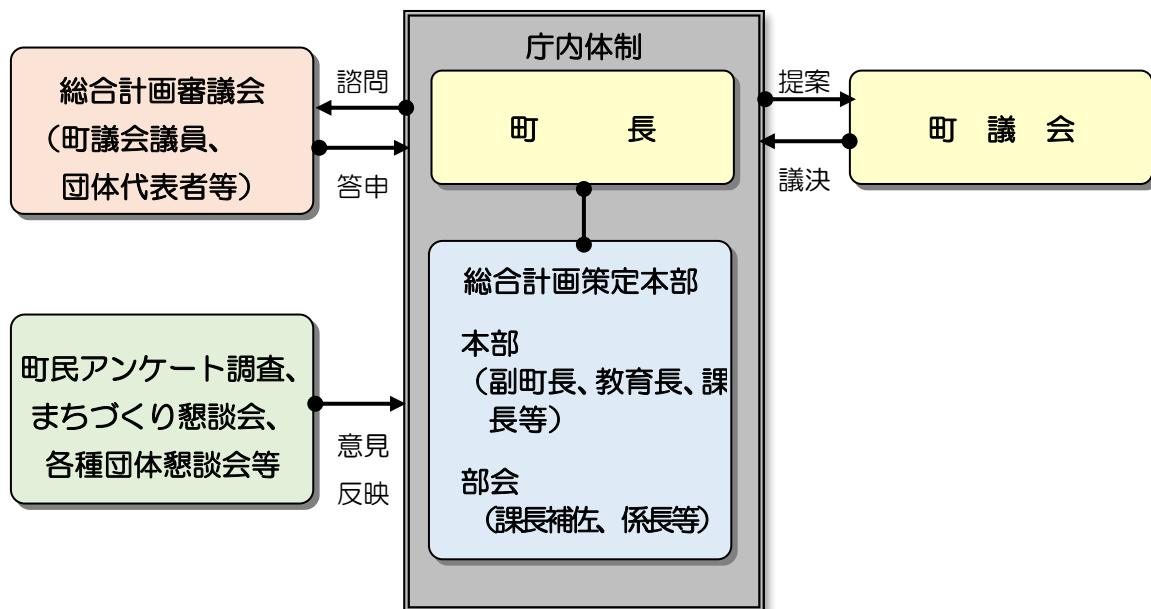


4. 計画の策定体制

本計画の策定に向けた体制として、庁内では総合計画策定本部の本部（副町長、教育長、課長等）、部会（課長補佐、係長等）を設置して計画検討を行いました。

庁外では町民アンケート調査、まちづくり懇談会、各種団体懇談会等において、まちづくりへの意見聴取を行い、計画への町民意見の反映を図りました。また、町議会議員、団体代表者等から構成される総合計画審議会への諮問・答申をとおして、計画策定を進めました。

総合計画の後期基本計画策定体制



第2章 新地町の概況

1. 位置

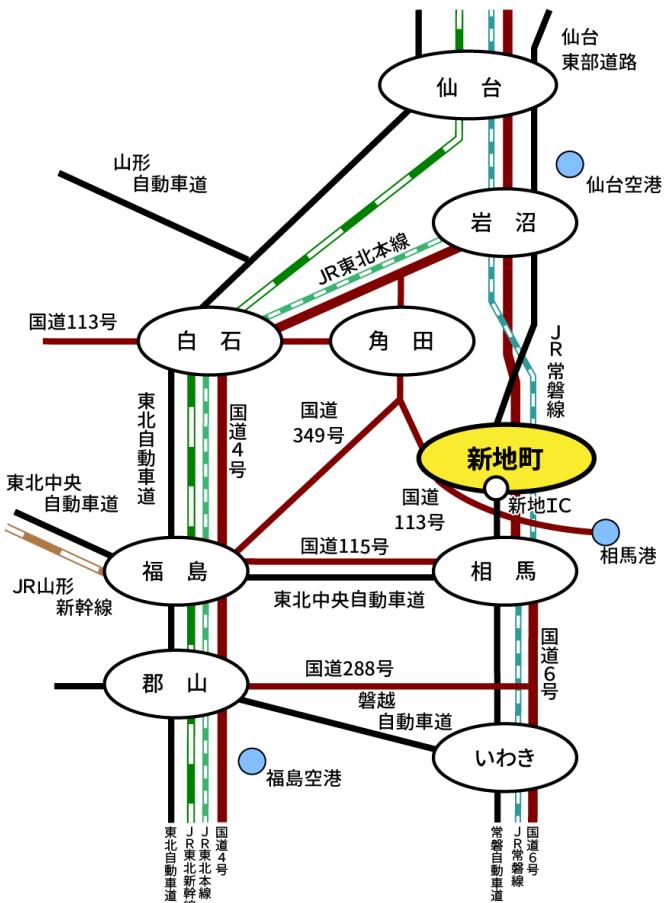
本町は、福島県の太平洋側最北部に位置し、東西 7.2km、南北 6.5km の台形状で、総面積は 46.70km² となっています。

交通面では、鉄道がJR常磐線、道路は県道相馬亘理線、国道6号及び高速道路の常磐自動車道が本町を縦断しています。また、町内に位置する重要港湾相馬港までは5分、県都福島市へは国道115号や東北中央自動車道で70分(63km)、仙台市には60分(53km)、仙台空港までは40分(36km)、山形市へは90分(80km)と、地理的な優位性があります。

位置図



広域交通網図



2. 自然・地勢条件

本町は、海・里・山・田園と豊かな自然環境を有しており、自然を利用した農業・漁業が町の主産業となっています。

気候は、海洋性気候により年間の平均気温は約 13°Cで、夏は涼しく、冬は温かく降雪も少ないとから四季を通じて穏やかな気候に恵まれています。

西部の阿武隈高地から続く丘陵の間には集落や農地が広がり、東部の太平洋岸には遠浅で美しい海が広がっています。

また、鹿狼山には“片倉沢の原生林”としても知られる人の手が入っていない自然のままの森林があります。

新地町の自然と地勢



3. 新地町のあゆみ

本町は、四季を通じて住みやすい穏やかな気候に恵まれ、旧石器時代の遺跡をはじめ、縄文時代の「新地貝塚」や「三貫地貝塚」などがあり、いにしえの人々の歴史が刻まれています。三貫地貝塚からは 100 体を超える縄文人骨が出土し、今まで漠然としていた縄文人の特徴を観察する研究材料となりました。近年では最新のDNA解析技術により、アジア地方の中でも特筆に値することが判明しました。

浜では優良な砂鉄が採取できたことから、4世紀（古墳時代）には製鉄が盛んに行われ、武井製鉄遺跡群や北原製鉄遺跡群などの大規模な遺跡群が残っています。また、年間を通じて好天に恵まれる土地から古墳時代の製塩跡（塩田）として師山遺跡などが所在し、仙台伊達藩時代にも今泉地区や藤崎地区では非常に均整のとれた塩田跡が確認されています。

近世の戦国時代には伊達氏と相馬氏の政争の地となり、天正 17（1589）年5月に伊達政宗によって駒ヶ嶺、新地の両城が攻略され、以後伊達領となって明治維新を迎えるました。

そして、明治 5（1872）年5月には、学校発布に先立ち福島県で最も古い共立学校「観海堂」が開校しました。

明治 9 年 8 月 21 日の右大臣岩倉具視通達により、それまで宮城県宇多郡に所属していた新地が福島県に帰属することが決定しました。

明治 22（1889）年の町村制施行では、福田・新地・駒ヶ嶺の 3 カ村が誕生し、昭和 29（1954）年には、3 カ村が合併し新しい新地村が誕生、昭和 46（1971）年に町制を施行しました。

昭和 40 年代後半には、相馬港を拠点とした相馬地域開発が開始されたほか、公立相馬病院が開設、老人憩いの家、町営住宅（愛宕）の建設など医療・福祉を中心とした生活関連施設の整備が進みました。

昭和 50 年代には農業基盤や集落環境の整備が進められるとともに、各地区の簡易水道が統合されて、上水道が計画区域全域に完成しました。また、駒ヶ嶺公民館、町民野球場などの教育文化施設やスポーツ施設、福田・新地・駒ヶ嶺・浜保育所が整備されました。

昭和 60 年代に入ると、省エネルギーのため産業構造変革への取り組みが必要とされました。また、バブル経済が発生するものの元号が変わった平成初期には崩壊し、これに続く深刻な不況、円高の進展など厳しい状況が続きました。

平成 5（2003）年に相馬中核工業団地の第 1 期造成が完了し、翌年の 7 月に相馬共同火力発電(株)新地発電所 1 号機、平成 7（2005）年 7 月に 2 号機が運転を開始しています。また、農村環境改善センターや保健センター、小・中学校の改築、さらには図書館や総合体育館の整備、町役場の改築など公共施設を相次ぎ整備してきました。また、国道 6 号相馬バイパスや下水道などインフラも整備され、相馬中核工業団地への企業立地も進みました。

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震と大津波により多くの生命とふるさとの姿が失われました。町総面積の約 5 分の 1 にあたる約 9.0 km² が津波で浸水し、そのうち農地は本町の農地の約 4 割にあたる約 4.2 km² が、また家屋は全世帯の約 4 分の 1 にあたる 630 世帯に全半壊の被害がありました。

その後は沿岸部を災害危険区域に指定し、住宅を失った津波被災者の高台移転による「すまい再建事業」を最優先課題として取り組み、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業により、防災集団移転団地 157 区画、災害公営住宅 129 戸を整備しました。さらに「コミュニティ・絆」や「仕事・なりわい」の復興、「新たなまちの拠点づくり」をめざして、新地駅周辺市街地復興整備事業や防災緑地整備事業等を実施してきました。

交通・産業の基盤整備は、常磐自動車道・新地インターチェンジが平成 26 (2014) 年 12 月に開通、JR 常磐線・新地駅と周辺の線路は内陸に移設し平成 28 (2016) 年 12 月に運転再開、相馬港では LNG^{※1} 基地が平成 30 (2018) 年 3 月に操業開始、新たな主要地方道相馬亘理線は令和 3 (2021) 年 3 月に、東北中央自動車道・相馬福島道路は 4 月に全線開通しました。

令和 3 (2021) 年 2 月 13 日および令和 4 (2022) 年 3 月 16 日に発生した福島県沖地震では、いずれも東日本大震災を想起させる強い揺れが本町を襲い、多くの住宅や公共施設、道路などに被害が発生しました。

※気体であるガスを液化した液化天然ガスのこと、主に都市ガス、天然ガス自動車などの燃料として利用される。

新地町における復旧復興状況



1 防災集団移転促進事業

- ①-1 作田東団地
- ①-2 作田西団地
- ①-3 岡団地
- ①-4 雁小屋団地
- ①-5 大戸浜団地
- ①-6 富倉団地
- ①-7 雁小屋西団地

2 災害公営住宅整備事業

- ②-1 愛宕東団地
- ②-2 駒ヶ嶺原団地
- ②-3 大戸浜団地
- ②-4 岡団地
- ②-5 雁小屋団地
- ②-6 作田東団地
- ②-7 作田西団地
- ②-8 中島団地

3 新地駅周辺市街地復興整備事業

- ③-1 被災市街地復興土地区画整理事業
- ③-2 津波復興拠点整備事業

4 防災緑地整備事業

- ④-1 釣師防災緑地整備事業
- ④-2 埼浜防災緑地整備事業

5 被災高齢者共同住宅整備事業

6 道路事業(復興道路、災害復旧道路)

7 河川事業(改修事業、災害復旧事業)

8 海岸事業

9 農地・農業用施設復旧事業

10 漁業・港湾事業

- ⑩-1 釣師浜漁港
- ⑩-2 漁具干場
- ⑩-3 相馬港

11 その他

- ⑪-1 JR常磐線
- ⑪-2 海釣公園災害復旧事業
- ⑪-3 新地ICバスストップ
- ⑪-4 LNG基地

第3章 新地町の現況・課題

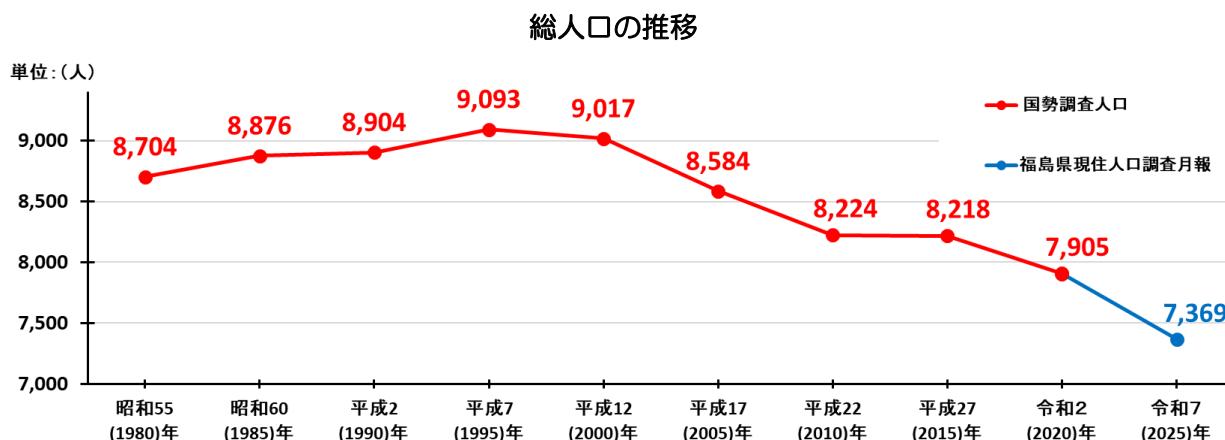
1. 定住人口の確保

本町の人口は、昭和55（1980）年以降では、平成7（1995）年の約9,100人をピークに、令和7（2025）年には約7,400人まで減少しています。

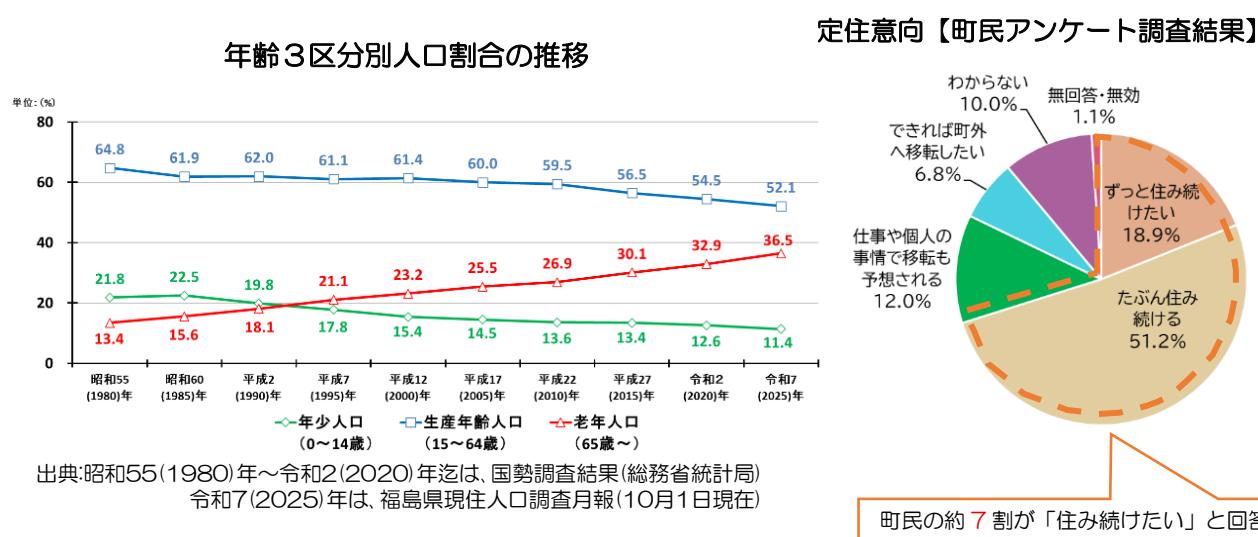
少子高齢化も進行しており、令和7（2025）年には65歳以上の老人人口比率は36.5%と3割を超え、14歳以下の年少人口は減少傾向が続いている。

人口減少・少子高齢化が進む一方で、町民の約7割は今後も本町に「住み続けたい・住み続ける」と回答しており、定住意向が高いことが町民アンケート調査結果から明らかとなっています。

今住んでいる方々のまちづくりに求めるニーズに応え、次世代を担う若者が移り住みたくなるまちづくりを進める必要があります。



出典：昭和55（1980）年～令和2（2020）年迄は、国勢調査結果（総務省統計局）
令和7（2025）年は、福島県現住人口調査月報（10月1日現在）

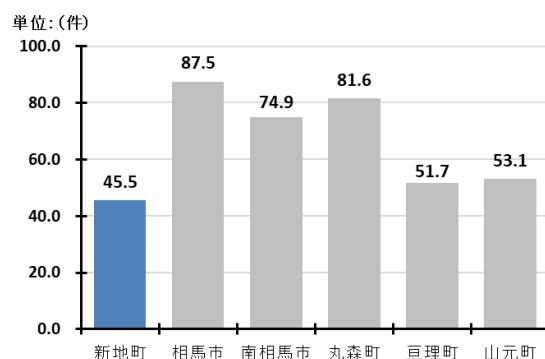


2. 生活利便性の確保

本町の人口1万人当たりの小売店舗数は周辺都市と比較して少なく、町民の購買行動をみて日常生活中に不可欠な日用品、食料品や医療品等の購買について周辺市町に依存している状況にあります。町民アンケート調査結果からも、83.7%が「買い物が不便」と感じていることが明らかになっており、生活利便施設の立地誘導に向けた取り組みを進めています。

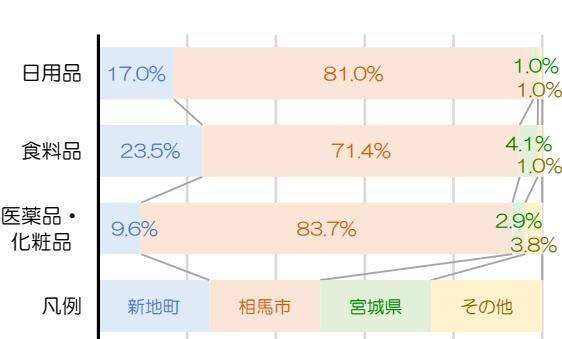
また、町民アンケート調査結果から37.5%が「交通の便」に不満を感じており、交通弱者を対象とした日常の移動を支援する取り組みを進めることができます。

小売店数（人口1万人当たり）



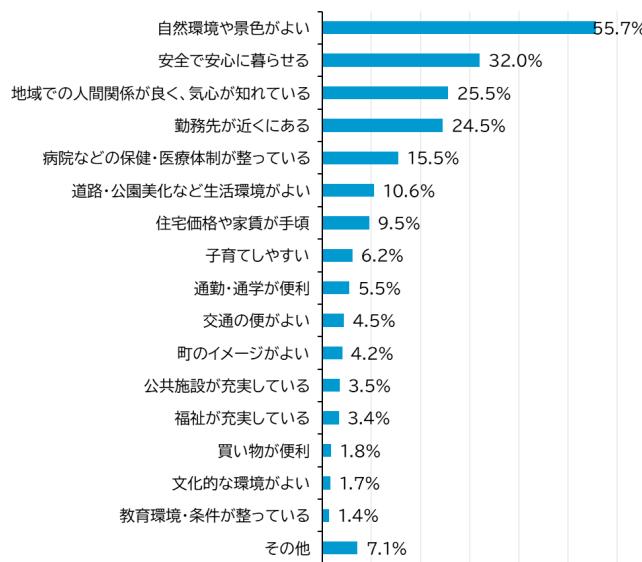
出典：令和3年経済センサス 小売り店舗数

町民の購買動向【令和元（2019）年】

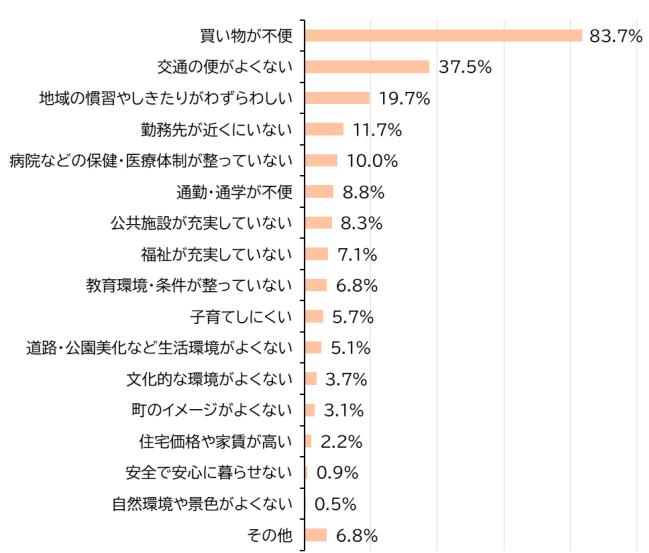


出典：福島県消費購買動向調査結果【令和元（2019）年】

新地町の魅力的な点【町民アンケート調査結果】



新地町の不満な点【町民アンケート調査結果】

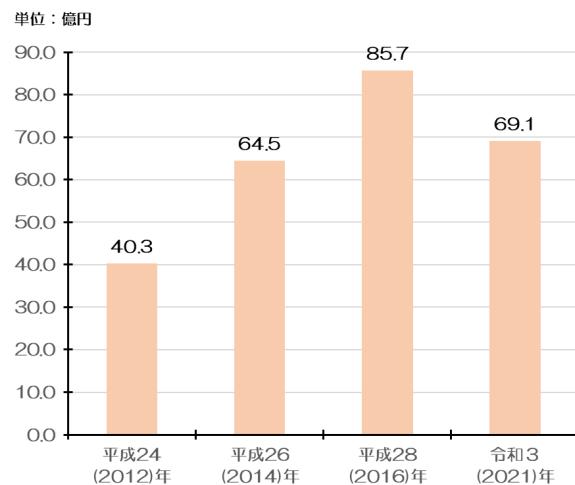


3. 多様な産業の振興・復興

本町の商業販売額は、平成 28 (2016) 年まで増加傾向にあったものの、令和 3 (2021) 年には減少に転じました。一方、製造品出荷額等及び農業産出額は増加傾向で推移しており、令和 5 (2023) 年では製造品出荷額が 160.4 億円、農業産出額は 15.7 億円となっています。また、水産業は現在、試験操業から拡大操業に移行しており、本格操業に向けた準備を進めている状況となっています。

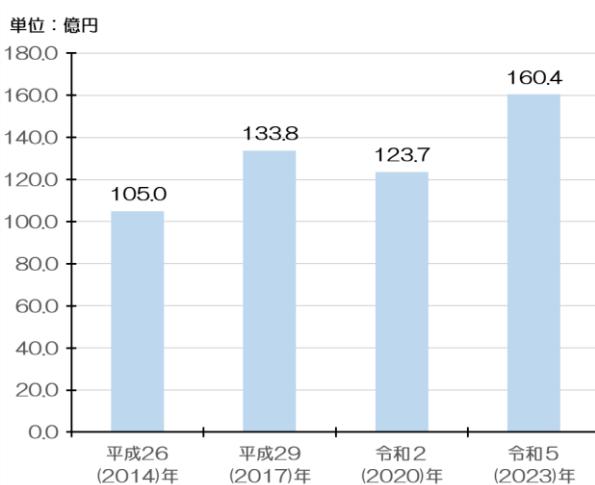
町民アンケート調査結果によると、本町の産業振興（商工業、農林水産業）に関する取り組みについて重要性が高いと感じている町民が多い一方で、満足度は低い結果となっています。

【商業】年間商品販売額（小売業・卸売業）の推移



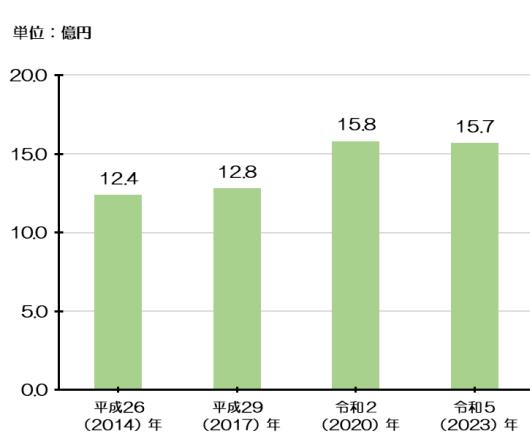
出典：商業統計調査、経済センサス（総務省・経済産業省）

【工業】製造品出荷額等の推移



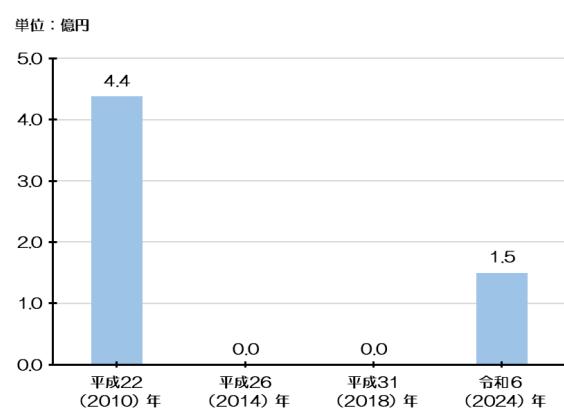
出典：工業統計調査、経済センサス、経済構造実態調査（総務省・経済産業省）

【農業】農業産出額の推移



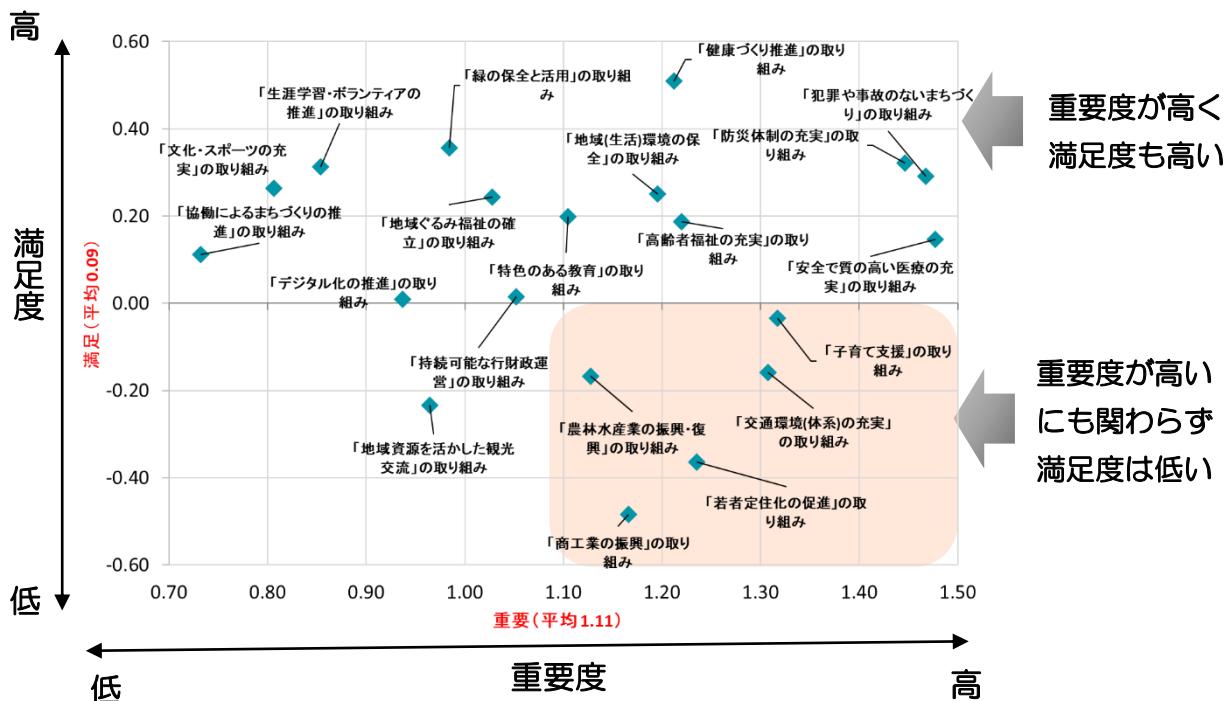
出典：生産農業所得統計、市町村別農業産出額（農林水産省）

【漁業】水揚げ金額の推移
(相馬双葉漁業協同組合 新地地区)



出典：福島県海面漁業漁獲高統計
※平成 26・31 年は試験操業のため、統計値に含まれない

新地町の各取り組みに対する満足度・重要度【町民アンケート調査結果】



4. 自然環境の保全・活用

本町は、海・山・田園の豊かな自然環境を有し、豊富な産物にも恵まれています。本町の魅力的な点として「自然環境や景色がよい」が町民アンケート調査結果※で最も多く挙げられており、本町の豊かな自然環境は町民にも高く評価されています。

また、東日本大震災以降、海岸部の復旧・復興事業により、防潮堤や防災緑地の整備が進み、安全で安心して過ごせる沿岸環境が形成されています。令和元年には釣師浜海水浴場が再開し、町内外から海水浴客が訪れています。さらに、釣師防災緑地公園や観海広場を活用した地域イベントの開催など、住民と来訪者の交流の場としても活用が広がっています。

近年では、自然環境を活かした体験型観光や地域資源の利活用を通じた交流促進の取り組みが進められています。鹿狼山やみちのく潮風トレイルの整備等により、四季を通じて登山・散策を楽しむ人々が訪れる地域資源となっています。

これらの地域資源の保全・活用を図り、町民の豊かなライフスタイルを支えるとともに、自然環境の魅力を町外へ効果的に発信し町内外の交流を促進するなど、本町の活力を高める取り組みを進めることが必要です。

※「自然環境や景色がよい」の町民アンケート調査結果は、前出の「2. 生活利便性の確保」のグラフ“新地町の魅力的な点を参照

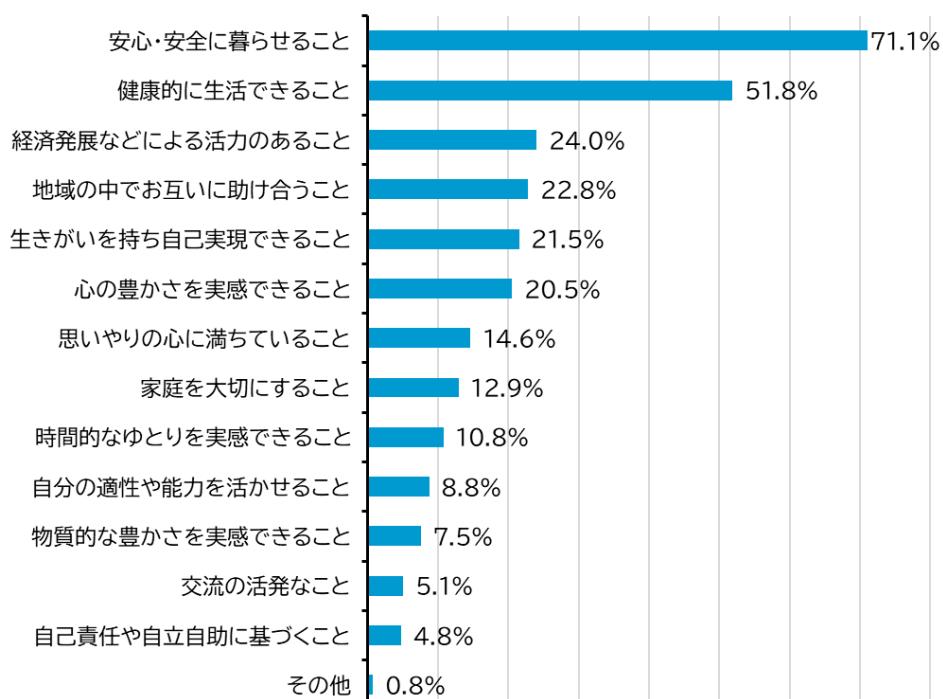
5. 強靭で安全安心な環境の整備

本町は、東日本大震災による被災者の住まいの再建（防災集団移転団地・災害公営住宅等の整備）、インフラ整備（防災緑地、道路、防潮堤等）や新たな拠点整備（新地駅周辺市街地復興整備事業等）などの基盤整備事業が完了しています。また、令和3年・4年福島県沖地震からの災害復旧事業や住宅修繕支援事業を実施し、災害に強いまちづくりを推進しています。

一方で、地球温暖化に伴う気候変動による水害、土砂災害が頻発化・激甚化しており、災害リスクの拡大が懸念されます。加えて、社会環境の面では、高齢化の進展により地域で助け合う力の低下、道路や橋などの老朽化等により新たな防災上の課題への対応が求められる状況となっています。

震災と復興の経験と教訓を継承し、また、町民が培ってきた地域の絆や自助・共助といった町民力を結集し、新たな防災上の課題に対応した安全安心な環境整備に向けた取り組みを進めることができます。

これからの社会で重視するべきもの【町民アンケート調査結果】



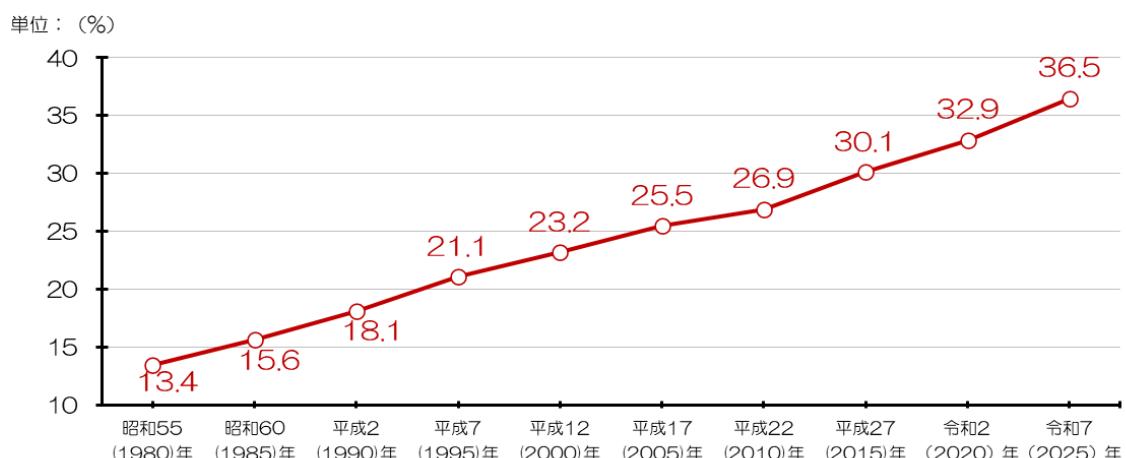
6. 高齢者の健康づくりの支援

本町の65歳以上の老人人口割合は令和7(2025)年時点で36.5%となっており、超高齢社会の進行が顕著です。

超高齢社会の進行を背景に、これから社会で重視するべきものとして、「健康的に生活できること」が多く挙げられており、特に70歳以上の町民の健康に対する意識が高いことが町民アンケート調査結果より明らかになっています。

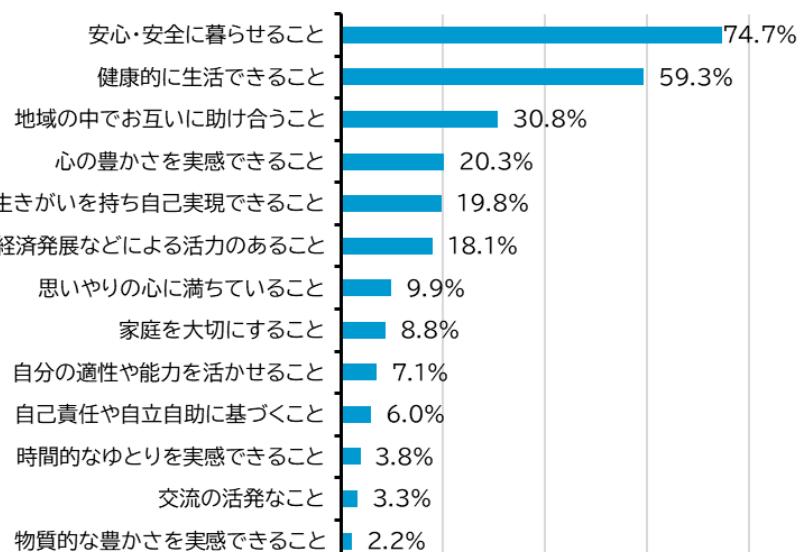
高齢者の健康づくりを支援し、誰もがいきいきと安心して暮らせる環境づくりを進めることが必要です。

老人人口割合（65歳以上）の推移



出典：昭和55（1975）年～令和2（2020）年迄は、国勢調査結果（総務省統計局）
令和7（2025）年は、福島県現住人口調査月報（各年10月1日現在）

70歳以上の町民の“これから社会で重視するべきもの”【町民アンケート調査結果】



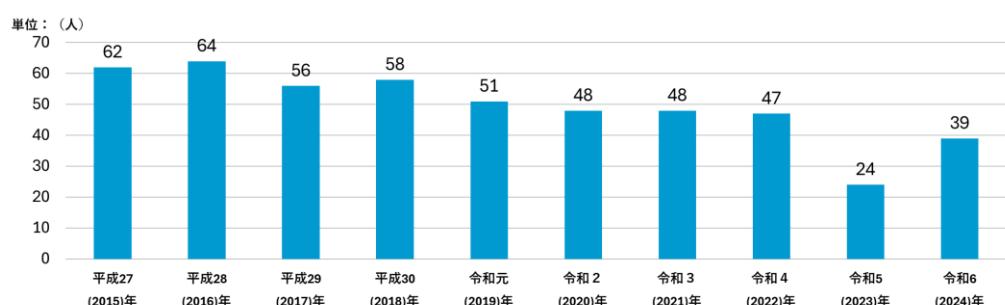
7. 子育て・教育環境の充実

本町の出生数は、平成27（2015）年以降、令和4（2022）年までは約50人～60人前後で推移してきましたが、令和5（2023）年は24人、令和6（2024）年は39人になっています。また、令和以降小学生は400人前後で推移しており、中学生は約230人から190人へ減少しています。

少子化が進行するなかで、行政に期待することとして、「子育て支援の充実」が2番目に多く挙げられていることが町民アンケート調査結果より明らかになっています。

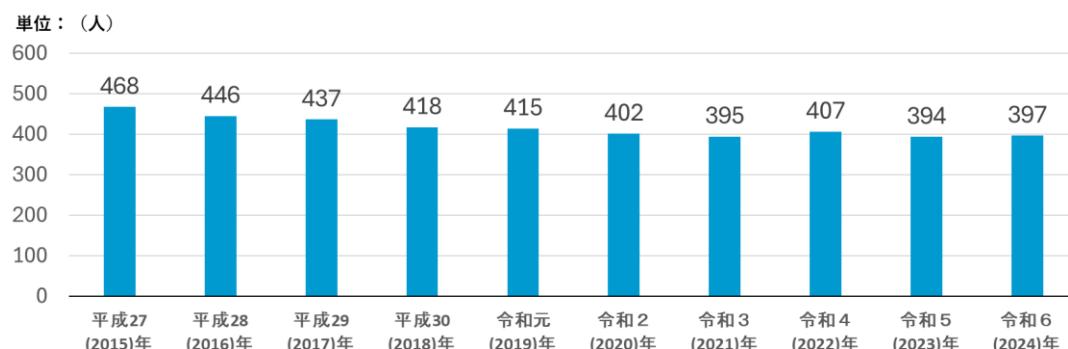
本町の豊かな自然環境やレクリエーション施設等を活かし、魅力ある子育て環境の創出や教育環境の充実に向けた取り組みを進めが必要です。

出生数の推移



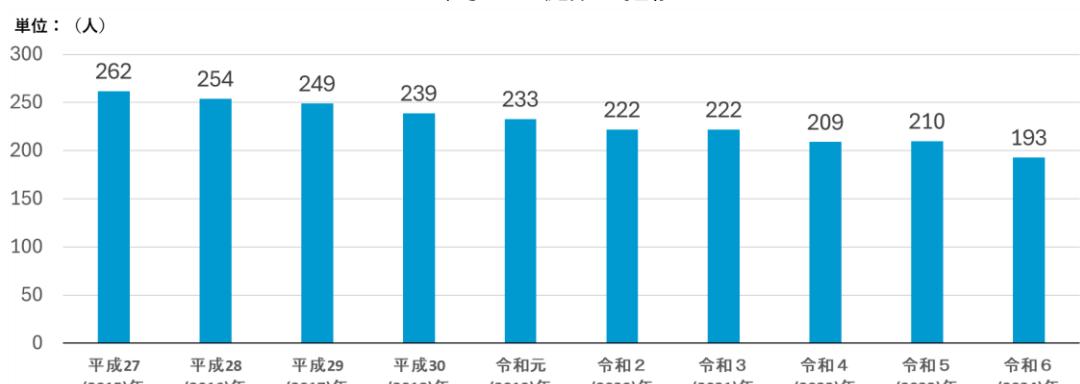
出典：平成27（2015）年～令和元（2019）年は住民基本台帳年報（総務省）
令和2（2020）年～令和6（2024）年は福島県現住人口調査（福島県統計課）

小学生児童数の推移



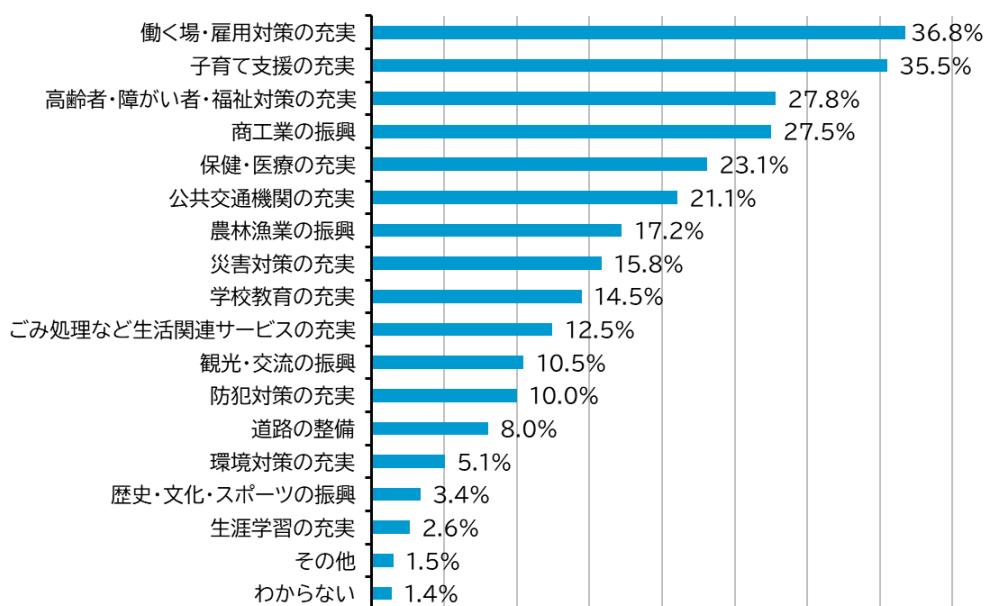
出典：学校基本調査（文部科学省）

中学生生徒数の推移



出典：学校基本調査（文部科学省）

行政に期待すること【町民アンケート調査結果】



8. 協働のまちづくりの推進

本町には、昔ながらの地域コミュニティが根ざしており、町民の福祉や地域の文化を支え、行政区が行政と町民のパイプ役を担っています。

時代や社会状況の変化とともに行政に対するニーズが多様化・高度化し、行政だけで運営できるような時代ではなくなってきているなかで、住みやすく魅力ある町にしていくためには、教育や子育て、医療や福祉、防災など、地域住民と行政区、町、関係機関、団体等が、それぞれの役割を担いながら、協働の体制づくりを進めることができます重要となっています。

さらに、協働の取り組みに当たっては、若い世代や女性など多様な参画を得るために、町政や各種活動に関する情報を様々な手法で発信し、情報をみんなで共有することが求められます。

第Ⅱ部 基本構想

- | | |
|-----|------------|
| 第1章 | まちづくりの基本理念 |
| 第2章 | 新地町のめざす将来像 |
| 第3章 | まちづくりの目標 |
| 第4章 | 施策の大綱 |
| 第5章 | まちづくりの指標 |

第6次新地町総合計画の体系

まちづくりの基本理念

**人と自然が ともに輝き
笑顔あふれるまちづくり**

新地町のめざす将来像

**安心して暮らせる
活力あるまち しんち**

まちづくりの目標

1. 快適で活力ある まちづくり

2. 災害に強く 安全安心な まちづくり

3. 健康で元気な まちづくり

4. 未来につながる まちづくり

5. 住民力を活かす まちづくり

施策の大綱

(施策)

(主な取り組み)

1-1 若者定住化の促進

雇用、町営住宅、宅地化、
移住・定住

1-2 地域資源を活かした 観光交流

観光・交流、情報発信

1-3 商工業の振興

企業誘致、地元企業支援、
起業支援、相馬港利活用、
特産品開発

1-4 農林水産業の 振興・復興

農林水産業（担い手、経営安定、
復興）、有害鳥獣対策、
6次産業化、地産地消

2-1 防災体制の充実

防災、耐震、河川、感染症対策、
消防、救急

2-2 犯罪や事故のない まちづくり

防犯、交通安全、消費者対策

2-3 交通体系の充実

道路、公共交通

2-4 地域環境の保全

地球温暖化防止、公害防止、
環境美化、不法投棄対策、
ゴミ処理、上下水道

2-5 緑の保全と活用

森林保全、環境学習、公園・緑地

3-1 健康づくりの推進

健康づくり、健診推進

3-2 安全で質の高い 医療の充実

医療、救急

3-3 高齢者福祉の充実

地域包括ケアシステム、
高齢者（社会参加、介護保険、高
齢者福祉）

3-4 地域ぐるみ福祉の 確立

社会福祉、障がい者福祉、社会保障

4-1 子育て支援

子育て世代包括支援センター、
保育所、児童館

4-2 特色ある教育

ICT活用教育、食育、家庭教育、
特別支援（学習、介護）

4-3 生涯学習・ボランティア の推進

生涯学習、芸術文化、図書館、
ボランティア活動の推進

4-4 文化・スポーツの 充実

歴史文化、スポーツ活動

5-1 協働による まちづくりの推進

協働、広報・広聴、
男女共同参画

5-2 デジタル化の推進

デジタル化、情報モラル教育

5-3 持続可能な 行財政運営

行政の効率化、財政健全化

5-4 多様な主体との連携

産学官連携、広域連携

第1章 まちづくりの基本理念

人と自然が ともに輝き 笑顔あふれるまちづくり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震と津波により、多くの町民のかけがえのない生命が失われ、家屋も崩壊を余儀なくされました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染により、農林水産物などへの風評被害も加わりました。復旧・復興に際して多くの皆様からの温かなご支援と激励をいただいたことにより、町民一丸となり「絆の大切さ」を実感しつつ、復旧・復興・創生をめざし、勇気を持って日々まい進しています。

私たちは、海・里・山・田園の景観が織りなす四季折々の表情豊かな自然に恵まれたふるさと「新地町」で暮らしています。本町を取り巻く情勢は時を追って変化していきますが、今後もこの恵まれた環境を守り、町民の豊かな心を育み、ともに助け合いながら笑顔あふれる元気なまちづくりをめざすため、「人と自然が ともに輝き 笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とします。

第2章 新地町のめざす将来像

安心して暮らせる 活力あるまち しんち

本町は、豊かな自然と長い歴史の中で培われてきた地域文化に恵まれ、それぞれの地域において良好なコミュニティが育まれており、地域活動が行われています。一方で、少子高齢化をはじめ、人口減少、産業振興、復興、災害対策など、様々な社会変化への対応が求められています。

これらの課題に対応するため、コミュニティの力を活かし、町民と行政がともに手を取り、子どもからお年寄りまで誰もが**安心して暮らせる**持続可能なまちづくりに取り組みます。

また、日本全体が人口減少社会に向かう中、東日本大震災後に整備された新たな施設と既存の地域資源などを活用し、小さくても光り輝く魅力あるまちづくりを推進します。そして本町の情報を広く発信して、交流人口の増加、定住化を促進し、**活力あるまち**をつくっていきます。

のことから、町民みんなが**安心して暮らせる 活力あるまち しんち**をめざし、将来像とします。



第3章 まちづくりの目標

1. 快適で活力あるまちづくり

子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい地域づくりを将来においても維持するため、円滑な宅地化や空き家・空き地の活用などを進め、若者を中心とした移住・定住を促進していきます。

また、釣師防災緑地公園や文化交流センターなど震災からの復興で整備された新たな地域資源を含め、スポーツ施設や公園などの魅力ある施設を活かし、交流人口の拡大を図るとともに、町内外に向けて情報の発信を行い、観光振興と活気にあふれたまちづくりを進めています。

企業誘致や地元企業の支援などの商工業の振興とともに、食料品店などの日常的な買い物環境の充実に取り組んでいきます。新地駅周辺施設では誰もが利用しやすい多くの人の集うことができる交流の場を創造していきます。

地域経済の活性化に向けて、起業支援や地域ブランド^{※1}づくり、6次産業化^{※2}の支援などとともに、新たな形態や手法による農林水産業の振興・復興を図り、安定した雇用環境を確保していきます。

2. 災害に強く安全安心なまちづくり

地震や台風などの自然災害をはじめ、大規模な事故など危機事象が多様化する中で、町民の人命を守り経済社会への被害を最小限におさえて迅速な回復を図るため、道路や河川の施設整備や維持管理、個人住宅の耐震化などのハード^{※3}対策や、防災行政無線の活用、防災教育の実施などのソフト^{※4}対策を組み合わせた国土強靭化に取り組んでいきます。

また、地域ぐるみで防犯活動や交通安全対策に取り組むとともに、交通面では国県道改良の要望や町道整備など身近な生活道路の整備に努めるほか、町民の利用ニーズに応じた公共交通の実現をめざしていきます。複雑多様化する消費者対策については、警察や福島県消費生活センターなどの関係機関と連携し、安心して暮らせる地域社会の実現に努めています。

低炭素社会に向けた再生可能エネルギー^{※5}の利活用や省エネルギー^{※6}の推進、環境美化活動への支援により、豊かな自然に恵まれた美しい町を次世代につないでいきます。

森林は、保水能力や災害を防ぐ役割のほか憩いや学びの場など、多様な機能を有していることから、育成・保全を図っていきます。

※1 その地域に存在する自然、歴史・文化、食、観光地、特産品、産業などの地域資源の「付加価値」を高め、他の地域との差別化を図ることにより、市場において情報発信力や競争力の面で比較優位を持ち、地域住民の自信と誇りだけでなく、旅行者や消費者等に共感、愛着、満足度をもたらすもの。

※2 6次産業の「6」は、1次・2次・3次のそれぞれの数字を掛け算したものであり、農業や水産業などの生産（1次）だけでなく、食品加工（2次）、流通・販売など（3次）にも生産者が主体的かつ総合的に関わることで、第2次・3次産業事業者が得ていた付加価値を生産者が得ようとする取り組みのこと。

※3 ハードとは施設や設備、機器、道具といった形ある要素のこと。

※4 ソフトとは人材や技術、意識、情報といった無形の要素のこと。

※5 太陽光や地熱、風や水などのように、自然界に存在する環境や資源を利用するエネルギーのこと。

※6 エネルギーを消費していく段階で無駄を省き、効率的な利用を図ること。

3. 健康で元気なまちづくり

健康は暮らしの基本であることから、各種健診や運動習慣の定着に努め、心身ともに健康で寝たきりにならない期間（健康寿命）を伸ばし、みんなが元気に暮らせる町をめざしていきます。

また、かかりつけ医や病院との連携、救急医療体制の充実など、安心できる医療サービスの充実を図っていきます。

高齢者は町内人口の3割を超えており、今後も増加することが予想されます。老人クラブの活動やシルバー人材センターでの就労などをサポートして元気な高齢者を増やしていきます。

さらに、子どもからお年寄り、障がいのある方など、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進するため、みんなで支え合う地域ぐるみの福祉に取り組んでいきます。

4. 未来につながるまちづくり

将来における出生数の確保に向けて、健康診断や相談体制、子どもの預かり体制の充実を図るなど、妊娠・出産から子育てまでの一貫した支援の充実を図っていきます。

また、ＩＣＴ活用教育※1などを取り入れた教育環境の充実を図るとともに、学校と家庭、地域、行政が連携し、子どもの心身の健全な発達を支援していきます。

生涯学習として、文化活動、読書活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など、町民や各種団体の主体的な取り組みを支援し、より豊かな人生を送る社会の実現に努めています。

文化やスポーツでは、歴史や芸術文化の町民への周知や気軽にスポーツに親しめる環境づくりに努め、本町への誇り・愛着の醸成、健康保持・増進と交流の増大を図っていきます。

5. 住民力を活かすまちづくり

様々な社会変化へ対応するため、行政だけではなく行政区や各種団体などとともに協働によるまちづくりに取り組みます。

また、町民の意見を町政に反映させるため、町民全体の幅広い世代の参画に努めています。

デジタル化※2社会の到来を踏まえ、デジタル技術を活用した行政サービスの効率化や利便性の向上、町政情報や防災情報などの共有が図られるよう、発信力の強化を図っていきます。

時代に即した効果的な行政サービスの充実とそれを支える健全な行財政の運営に取り組んでいきます。

復旧・復興の取り組みをとおしたつながりなどを活用しながら、産学官など多様な主体との連携を図っていきます。

※1 情報通信技術（Information and Communication Technology）を活用し、学校教育の中でインターネット等

を用いて、子ども達が様々な情報を主体的に収集・整理・分析等を行い、学習すること。

※2 アナログデータをデジタルデータに変換することから、デジタルデータに基づいて社会環境を変革し、新しい価値を生み出していくこと。

第4章 施策の大綱

1. 快適で活力あるまちづくり

1-1 若者定住化の促進

交通利便性の高い駅周辺地区から自然豊かな集落まで、地域特性に応じて生活環境の充実を図るとともに、町営住宅や空き家・空き地の情報提供、空き家の活用、宅地化など住まいについて様々な支援を行い、若者世代を中心とした町内への新たな移住・定住を促進します。

また、関係団体などとの連携により就労支援や若者の出会いの場の創出、子育て環境の充実に取り組みます。

【主な取り組み】 雇用、町営住宅、宅地化、移住・定住

1-2 地域資源を活かした観光交流^い

本町が持つ豊かな自然に加え、震災後に整備された運動・交流施設や防災緑地公園、観光ルートなどの魅力ある資源を活かし、イベント開催や広域観光について多様な主体と連携し取り組みます。

また、町内外への情報発信の充実に努め、交流の活発化を図ります。

【主な取り組み】 観光・交流、情報発信

1-3 商工業の振興

経営体質改善、企業育成などの地元企業支援をとおして、商工業の振興を図るとともに、新たな産業を含めた企業誘致や起業支援、重要港湾及びエネルギー港湾として重要な役割を果たしている相馬港の利活用促進など、町民の新たな就労の場と活力を創出します。

また、地元食材を活用した特産品づくりの推進と安定的な消費体制の充実を図ります。

【主な取り組み】 企業誘致、地元企業支援、起業支援、相馬港利活用、特産品開発

1-4 農林水産業の振興・復興

特色ある農林水産業の振興・復興に向けて、既存の基盤を活かしながら、6次産業化や地産地消に取り組むとともに、担い手の創出や経営安定、法人化など、様々な形態による取り組みを進めます。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害対策や、農作物などへの被害を防止するため有害鳥獣対策などに取り組みます。

【主な取り組み】 農林水産業（担い手、経営安定、復興）、有害鳥獣対策、6次産業化、地産地消

2. 災害に強く安全安心なまちづくり

2-1 防災体制の充実

東日本大震災や令和3年、4年福島県沖地震を教訓として、台風、大雨、地震など大規模な自然災害や事故などに対応するソフト及びハードの対策を組み合わせた防災・減災対策を行うとともに、町民自身による自助及び地域などにおける共助により、命と暮らし最優先のまちづくり・人づくりを推進します。

また、緊急時における人命の確保に向けて、消防や救急の体制充実及び連携を図ります。

【主な取り組み】 防災、耐震、河川、感染症対策、消防、救急

2-2 犯罪や事故のないまちづくり

安心した暮らしに向けて、ながら見守りや交通安全運動、通学路の立ち番活動など、町民、事業者、行政などが一体となり、防犯対策や交通安全対策に取り組みます。

また、時代の変化に応じて、商品購入や電子決済に関する詐欺など消費者被害の未然防止と相談体制の充実を図ります。

【主な取り組み】 防犯、交通安全、消費者対策

2-3 交通体系の充実

町道の改良、通学路の整備などに取り組むとともに、常磐自動車道の4車線化や国県道改良を要望し、移動の円滑化などを推進します。

また、新地町バスストップの高速バス利用促進や町民のニーズに応じた町内公共交通の利便性の向上、見直しを図ります。

【主な取り組み】 道路、公共交通

2-4 地域環境の保全

節電や節水による省エネルギーの取り組み、再生可能エネルギーの利活用を図るほか、ゴミになるものを減らす、繰り返し使う、分別をして再生するなどゴミ減量化への取り組みにより地球温暖化防止を推進します。

下水道の接続や合併浄化槽の設置の推進、新規立地工場との公害防止協定締結など、地域環境の保全に関して関係機関との連携を図ります。

また、県や警察との連携による不法投棄対策とともに、道路・河川愛護活動など、地域による環境美化の支援を行います。

【主な取り組み】 地球温暖化防止、公害防止、環境美化、不法投棄対策、ゴミ処理、上下水道

2－5 緑の保全と活用

保水能力の高い水源かん養^{※1}や山地災害を防ぐ機能などを持つ森林環境の適正な保全とともに、森林環境学習の促進に取り組みます。

公園や緑地などは、町民などが憩い、交流・活動する場として拠点性を有しており、本町の大きな魅力であることから、適切な管理・運営を行います。

【主な取り組み】 森林保全、環境学習、公園・緑地

^{※1} 大雨が降った時の急激な増水を抑え、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにするなど、水源の山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能のこと。

3. 健康で元気なまちづくり

3-1 健康づくりの推進

誰もが健康でいられるように、定期健診や生活習慣病対策などによる疾病の予防、早期発見・治療の充実とともに、妊娠・出産や乳幼児の時期には母と子の健康づくりを推進します。

また、健康づくりに関するイベントや地場産品による食育など、楽しみながら取り組む健康づくりを推進します。

【主な取り組み】 健康づくり、健診推進

3-2 安全で質の高い医療の充実

かかりつけ医、かかりつけ歯科医を中心とした初期診療などの一次医療圏、入院医療及び専門外来医療を提供する二次医療圏、より専門的、広域的な医療サービスを提供する三次医療圏と、多様化・高度化するニーズに応じた効率的な医療サービスを適切に受けられるよう県や医療機関との連携に取り組みます。

また、救急搬送や休日夜間急患センターなど、救急医療体制の充実を図ります。

【主な取り組み】 医療、救急

3-3 高齢者福祉の充実

高齢者が要介護状態にならないための取り組みの充実を図るとともに、サークル活動やボランティア活動、シルバー人材センターなどを活用して社会参加を促進し、高齢者が元気でいられる環境づくりを支援します。

また、介護保険サービスの利用や高齢者福祉の充実により、安心して生活できる地域づくりを推進します。

【主な取り組み】 地域包括ケアシステム、高齢者（社会参加、介護保険、高齢者福祉）

3-4 地域ぐるみ福祉の確立

援助を必要とする高齢者、障がい者、子どもなどが増加する中、地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会や民生児童委員協議会、行政区、ボランティア団体などを中心に、町民みんなで支え合いができる福祉を確立します。また、障がいに対する理解を深め、就労や生きがい活動の支援に努めます。

介護保険などの社会保障や社会復帰を図ろうとする人を支える更正保護の充実を図ることにより、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進します。

【主な取り組み】 社会福祉、障がい者福祉、社会保障

4. 未来につながるまちづくり

4-1 子育て支援

医療費や保育・幼児教育などの子育てに係る負担の軽減、児童館での親子交流活動や育児相談事業に取り組むとともに、母子保健と児童福祉に関する一体的な支援機能であるこども家庭センターを設置し、妊娠・出産・育児への不安の解消をサポートします。

また、小学生の留守家庭児童を対象とした放課後児童クラブ、児童館の運営により、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

【主な取り組み】 子育て世代包括支援センター、保育所、児童館

4-2 特色ある教育

自立・協働・創造に向けた主体的な学びを実現するため、ICTを活用した教育に取り組み、コミュニケーション能力の育成と社会を生き抜く力を養います。

小学生は、家庭学習用問題集「ち・か・ら」「鹿狼山」の配付による学習習慣の確立、中学生では、進路実現や弱点克服に向けた「新地町トライ塾」の開催など、家庭との連携による教育力の向上を図ります。

食育をとおして地域人材の協力の下で、安全・安心に基づいた地場産品を活用した食育講座や、健康課題の解決を図るための各校の特色に応じた取り組みなど、学校と家庭、地域、行政が連携し、子どもの心身の健全な発達を支えます。

【主な取り組み】 ICT活用教育、食育、家庭教育、特別支援（学習、介護）

4-3 生涯学習・ボランティアの推進

町民一人ひとりが主体的に学習する生涯学習の意識向上を促進するため、各種公民館教室の充実や文化協会加盟団体等の活動支援を行うとともに、図書館などで多様化・高度化する学習要求に対応し、その成果を適切に活かすことができる地域社会づくりを推進します。

また、町民が自らの手によって社会的な問題を解決し、可能性を伸ばし、生活の質を高めることでより良い生き方を実現できるよう、各種団体と連携・協力しながらボランティア活動を推進・支援します。

【主な取り組み】 生涯学習、芸術文化、図書館、ボランティア活動の推進

4-4 文化・スポーツの充実

観海堂跡、城跡、製鉄跡、貝塚、人物などの歴史文化資源を総合的に把握し、町民に周知することで、その価値の共有や郷土への誇りと愛着を育みます。

町民が生涯にわたり、気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを行い、スポーツ推進員と連携して心身の健康と交流を図る生涯スポーツの普及啓発に努めます。また、スポーツ協会加盟団体等の活動支援や競技スポーツへの支援を継続して行います。

さらに、各種大会の開催などを、関係者及び各種団体と連携して行います。

【主な取り組み】 歴史文化、スポーツ活動

5. 住民力を活かすまちづくり^い

5-1 協働によるまちづくりの推進

まちづくりには、町民や行政などが協力して取り組む「協働」が欠かせません。そのため、行政区や地域づくり団体など、自主的な活動を支援するほか、町民や関係団体などの協働の取り組みを推進します。

また、町の広報紙やホームページなどにより必要な情報を積極的に発信するとともに、子どもからお年寄りまで幅広い世代の町民が参加しやすい協働の体制づくりを推進します。

【主な取り組み】 協働、広報・広聴、男女共同参画

5-2 デジタル化の推進

国のデジタル田園都市国家構想や県のデジタル実装の取り組みを踏まえ、各種申請や本人確認のオンライン化を進め、行政サービスの効率化と利便性を高めます。町ホームページ^{*1}やSNSなどを活用し、迅速に発信するよう取り組みます。

また、児童生徒が情報に対する個人の責任を理解できるよう、情報モラル教育の充実を図ります。

【主な取り組み】 デジタル化、情報モラル教育

5-3 持続可能な行財政運営

少子高齢社会の進行や施設の老朽化など社会の状況が変化していく中で、時代に即した行政サービスを提供できるよう、効率的・効果的な事業執行や施設再編などにより財政健全化を図り、持続可能な行財政運営を行います。

【主な取り組み】 行政の効率化、財政健全化

5-4 多様な主体との連携

安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会を形成するため、東日本大震災からの復旧・復興の取り組みをとおしたつながりなどを活用しながら、関係自治体、企業、大学などとの連携を図ります。

また、広域連携や姉妹都市との連携を進めます。

【主な取り組み】 産学官連携、広域連携

^{*1} Web ブラウザを起動した時に最初に表示される Web ページ（スタートページ）のこと。

第5章 まちづくりの指標

1. 将来人口・世帯数フレーム

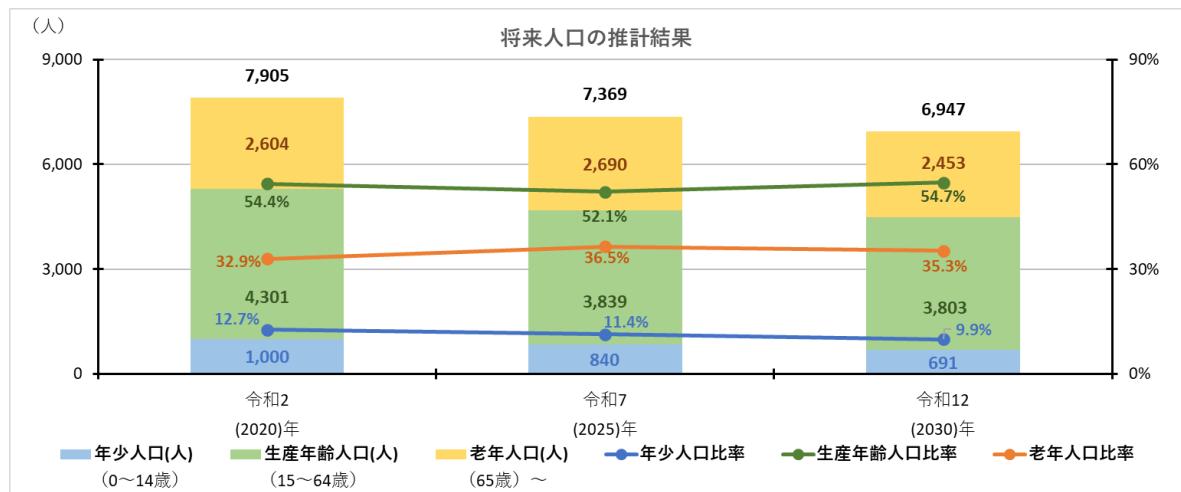
本町の人口減少は、死亡数が出生数を上回る自然減が大きな要因の一つと考えられます。人口減少を抑制するためには、出生数を増加させが必要になりますが、出生数の増加に当たっては、その根本原因である少母化に対応する必要があります。そこで、本町における婚姻数の確保に向け、若者の転出抑制及びU・I・Jターン等の若者の転入促進が重要となります。

上記の考え方の下で、今までの推移を踏まえて、人口や世帯数、就業者人口（3区分）の目標年次における目標値を以下のとおり設定します。

■人口・世帯数フレーム

	実績値	推計値	目標値
	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年
人口 (人)	7,905	7,369	7,000
世帯数 (世帯)	2,748	2,775	2,800

※人口及び世帯数の目標値は将来人口の推計結果を百人単位で繰り上げ



■就業者人口フレーム

		実績値	推計値	目標値
		令和2 (2020)年	令和7 (2025)年	令和12 (2030)年
就業者人口(人)	第1次産業	413 (10.6%)	318 (8.8%)	262 (7.7%)
	第2次産業	1,288 (33.1%)	1,317 (36.3%)	1,233 (36.2%)
	第3次産業	2,189 (56.3%)	1,989 (54.9%)	1,915 (56.1%)
	合計	3,890 (100.0%)	3,624 (100.0%)	3,410 (100.0%)

第1次産業：農業、林業、漁業を含む

第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業：運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、公務など

2. 土地利用の構想

町土はかけがえのない資源であるとともに、町民の生活や産業活動をはじめとする諸活動の基盤となるものです。本町は、豊かな自然と長い歴史の中で培われてきた地域文化に恵まれています。それらを支える土地利用を継承するとともに、新たな土地需要などに対応し、安全・安心で町民が快適に暮らすことのできる土地利用の実現に向けて、土地利用の方針を以下のとおり設定します。

（1）定住促進のための居住空間の確保

本町の目標とする将来人口を確保するためには、出生率を維持するとともに、若い世代の転入促進を図ることが必要となっています。そのためには引き続き宅地化が求められることから、福田地区・新地地区・駒ヶ嶺地区において、土地利用上の調整などを踏まえて、駅周辺や公共施設付近の宅地化や空き家・空き地の活用などにより、地域活力の向上をめざします。

（2）自然環境の保全と緑地の活用

本町の持つ豊かで美しい海・里・山の景観や動植物の生態系^{※1}などに配慮し、これら自然環境を保全するとともに、交流人口の増加などに向けて、鹿狼山や新地町総合公園をはじめ震災後に整備された防災緑地などを活用し、本町の活力を創出していくます。

（3）安全・安心な土地利用の推進

豪雨などにより発生する河川の氾濫や傾斜地の地滑りなどの自然災害から生命と財産を守るため、土地利用の適正化を図り、安全で安心な土地利用を推進していくます。

（4）地域特性に対応した土地利用の推進

地域の特性を十分に活かした土地利用を展開することにより、地域の活性化や産業活力の向上などを図っていきます。これらの開発においては、自然環境や農地との調整を十分に図りながら、土地利用を推進していくます。

^{※1} ある地域に生息する全ての生物群集と、それを取り巻く環境を包括した全体のこと。

第Ⅲ部 基本計画

- 第1章 快適で活力あるまちづくり
- 第2章 災害に強く安全安心なまちづくり
- 第3章 健康で元気なまちづくり
- 第4章 未来につながるまちづくり
- 第5章 住民力を活かすまちづくり

第1章 快適で活力あるまちづくり

項目	施策
1-1 若者定住化の促進	1-1-1 安定した雇用の場の確保 1-1-2 移住・定住促進
1-2 地域資源を活かした観光交流	1-2-1 イベントの充実と観光魅力の発信強化 1-2-2 広域観光の推進
1-3 商工業の振興	1-3-1 企業立地・起業の促進 1-3-2 相馬港の利活用促進 1-3-3 企業の経営支援 1-3-4 地域商業の活性化 1-3-5 特產品づくりの推進
1-4 農林水産業の振興・復興	1-4-1 広範な担い手への育成・支援 1-4-2 多様な農業生産の推進 1-4-3 農地の利用集積と生産基盤の安定強化 1-4-4 産業活性化と地産地消の推進 1-4-5 魅力ある漁業への復興

1－1 若者定住化の促進

■めざす姿

交通利便性の高い駅周辺地区から自然豊かな集落まで、地域特性に応じて生活環境の充実を図るとともに、町営住宅や空き家・空き地の情報提供、空き家の活用、宅地化など住まいについて様々な支援を行い、若者世代を中心とした町内への新たな移住・定住を促進します。

また、関係団体などとの連携により就労支援や若者の出会いの場の創出、子育て環境の充実に取り組みます。

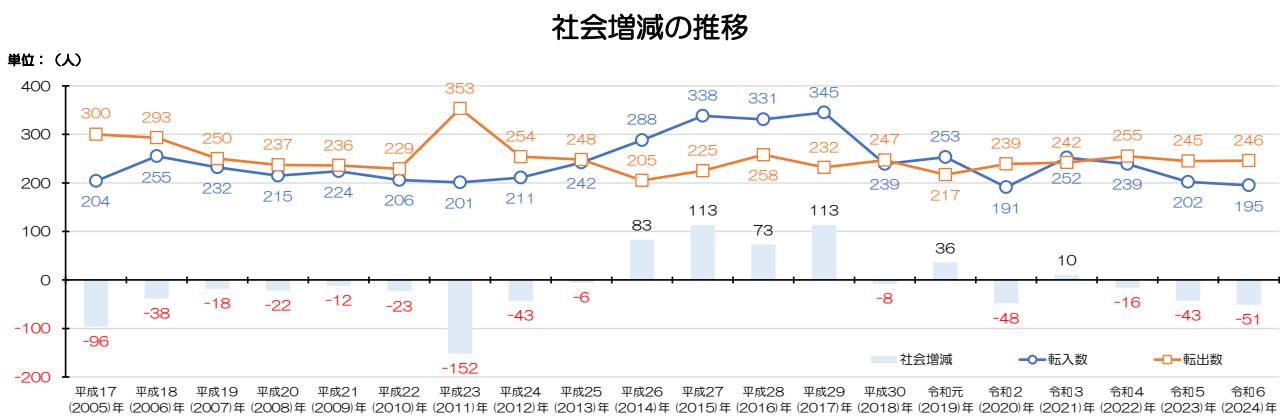
■現況と課題

本町の社会増減の状況は、平成 11（1999）年から長期にわたり転出超過となっております。平成 26（2014）年から平成 29（2017）年までは一時的に転入者が増え、転入超過になつたものの、震災復興にかかる移動であると推察され、平成 30（2018）年以降は再び転出超過に転じました。また、福島県の特徴として、女性の転出が多い傾向にあります。大学等への進学者については、そのまま町外に就職する状況となっており、今後は、若者世代の移住・定住化を促進するほか、特に女性のU・I・Jターンの促進を図ることが重要です。

そのためには、地方移住の関心の高まりを追い風とした、移住に関する支援や空き家の活用促進、田舎暮らしのよさの発信など、住まいの情報とともに就労や子育てなど移住・定住に関する相談体制を確立することが求められます。さらに、女性から選ばれやすい働く場や旅先で仕事をするワーケーションの誘導なども検討する必要があります。

宅地の確保も必要になることから、住宅地の整備を進めるために土地利用の見直しを行うことも必要です。

また、出会いや交流の場を積極的に提供するとともに、結婚に踏み切れない若者に対し、結婚に関する新生活の支援を行うなど、若者の定住と結婚につなげていくことも必要です。



資料：平成 17 年～平成 30 年は第 116 回～第 134 回福島県統計年鑑、令和元年以降は福島県現住人口調査年報

■ 施策

1－1－1 安定した雇用の場の確保

町内への移住や定住を促進するため、経済的に安心して暮らすことができるよう企業誘致や既存産業の活性化に努めます。また、就労の場を確保するために、関係機関による連携を強化し、雇用情報の提供、相談窓口の設置など就労支援に取り組みます。さらに、女性活躍推進や仕事と育児の両立に取り組んでいる企業の誘致に努めるとともに、町内企業にもこれらの取り組みを促し、U・I・Jターンの促進を図ります。

1－1－2 移住・定住促進

空き家・空地バンクの充実及び空き家の改修等に対する支援事業の強化、土地利用の円滑化を進めることを目的とした用途地域の変更の検討など、民間事業者との連携を強化しながら町内への移住・定住の促進に努めます。あわせて本町の移住定住施策、子育て支援や教育環境など、新地町ならではの暮らしの魅力を様々な媒体により積極的に情報発信します。

また、定住促進住宅の空き室状況を速やかに提供することで切れ目なく入居されるよう努めます。特に若者世代に対しては、移住に際する補助金についても移住・定住促進策として継続・推進していきます。

定住促進の一環として、未婚者同士が知り合うためのきっかけづくりのため、民間事業者等と連携した出会いと交流の場となるイベントの開催及びイベントへの参加促進、福島県と連携した出会い交流支援に取り組みます。さらに、結婚に踏み切れない若者の後押しとなるよう、新婚生活を支援する取り組みを引き続き進めています。

女性の居住地の選択として重要な要素である魅力的な働く機会の創出に向けて、起業等に関するセミナー等の参加を支援します。

なお、町で暮らしながら働く若者の奨学金返還を支援することで、経済的負担を軽減し町内の定住促進に取り組みます。

1－2 地域資源を活かした観光交流

■めざす姿

本町が持つ豊かな自然に加え、震災後に整備された運動・交流施設や防災緑地公園、観光ルートなどの魅力ある資源を活かし、イベント開催や広域観光について多様な主体と連携し取り組みます。

また、町内外への情報発信の充実に努め、交流の活発化を図ります。

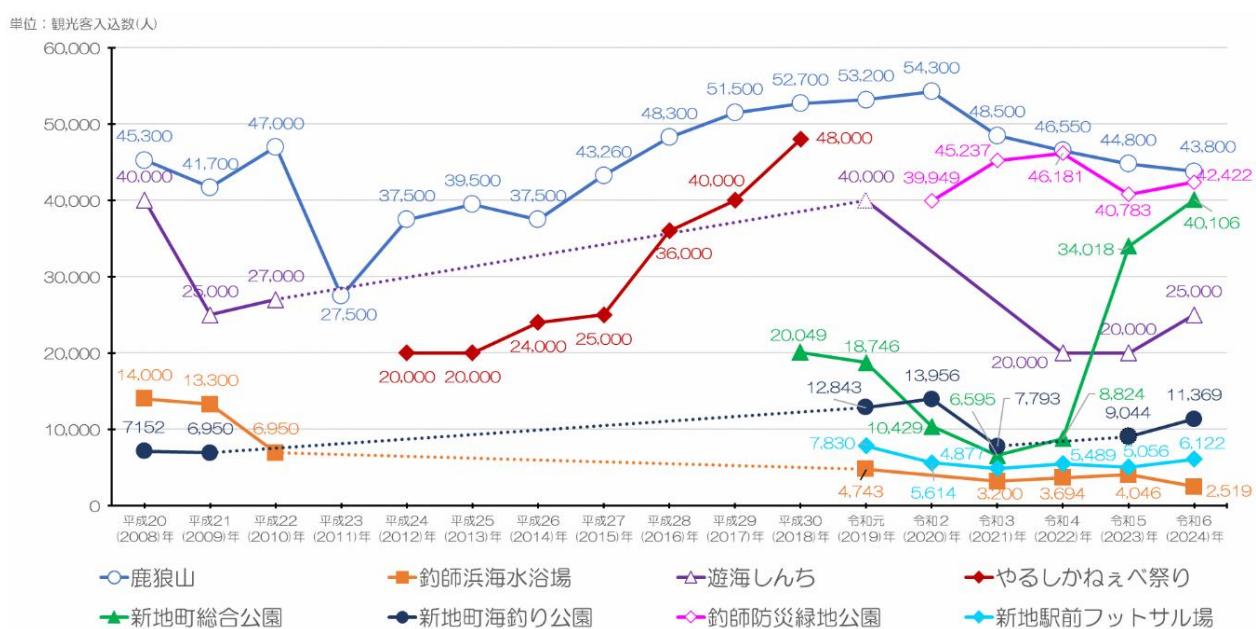
■現況と課題

本町は、比較的小さな町域ながら豊かな自然を背景に海や里、山に触れ、体感することができる資源があります。東日本大震災によって甚大な被害があった釣師地区には、防災・減災機能のほか、地域振興機能、震災伝承機能を有している「釣師防災緑地公園」が整備されました。公園内には、国内最大級規模の「しんちパンプトラック」や「オートキャンプ場・バーベキュー場」、「大型遊具」も整備され、休日には町内外から多くの家族連れで賑わっています。また、新地駅周辺には「新地駅前フットサル場」を整備し、海辺で楽しめる場所として「新地町海釣り公園」や「釣師浜海水浴場」等、多様な観光・交流資源に恵まれています。観光客数は、新型コロナウイルスや令和3年、4年の福島県沖地震の影響により一時的に減少しましたが、その後回復傾向にあります。

さらに、震災からの復旧・復興に際しては、新たな交流が生まれました。そのような人と人とのふれあい・交流は、町民に生きがいや自信をもたらし、海や里、山の持つ魅力を見直し、地域資源の再発掘や魅力の増大に向けて取り組むきっかけとなっています。

新たな資源とこれまでの地域に根ざした資源に磨きをかけ、観光・交流の拡大を図ることが求められています。

各施設及び行事の観光客数の推移



資料：福島県観光統計概要、新地町企画政策課調べ

※点線の期間は、東日本大震災及び令和3年、4年福島県沖地震による被災によって観光客等の受け入れを停止していた時期です。

■ 施策

1-2-1 イベントの充実と観光魅力の発信強化

復活した町の一大イベント「遊海しんち」の充実に努めます。また、魅力ある美しい海や鹿狼山などの豊かな自然に加え、海水浴場や海釣り公園、釣師防災緑地公園でのキャンプやバーベキューなどアウトドア施設の充実、新地駅前フットサル場^{※1}やしんちパンプトラック^{※2}など若者に人気の運動施設の利活用を行い交流人口の拡大を図ります。

また、鹿狼山の駐車場を拡張整備し、登山客の利便性が向上したことで、集客力を高めるとともに、充実した観光ガイドブックの作成や町外イベントでの発信強化に努めます。

1-2-2 広域観光の推進

相馬地方や浜通りの市町村は東日本大震災により大きな被害を受けましたが、環境省が中心となり復興の一環として取り組んだ青森県八戸市から相馬市までの東北地方の沿岸部を結ぶ「みちのく潮風トレイル」の活用や、宿泊の予約から練習会場までの受付などを一元化した運動合宿の受入強化。浜通りの自治体で組織するうつくしま浜街道観光推進会議、県や県内自治体で組織している「福が満開、福のしま。」福島県観光復興推進委員会など、国や県、関係市町村との連携により相乗効果を高め、魅力を発信します。

^{※1} 基本的には室内で行われる、5人制のサッカーのこと。

^{※2} 人工のコブとカーブで構成された周回コースであり、自転車やスケートボードなどにより滑走が可能であり、漕がないで走ることができるコースのこと。

1－3 商工業の振興

■めざす姿

経営体質改善、企業育成などの地元企業支援をとおして、商工業の振興を図るとともに、新たな産業を含めた企業誘致や起業支援、重要港湾及びエネルギー港湾として重要な役割を果たしている相馬港の利活用促進など、町民の新たな就労の場と活力を創出します。

また、地元食材を活用した特産品づくりの推進と安定的な消費体制の充実を図ります。

■現況と課題

本町は、重要港湾相馬港を擁し、相馬中核工業団地に火力発電所が立地するほか、震災後に取り組んできたLNG基地も平成30（2018）年に操業開始し、令和2（2020）年には天然ガス発電所が営業運転を開始しました。

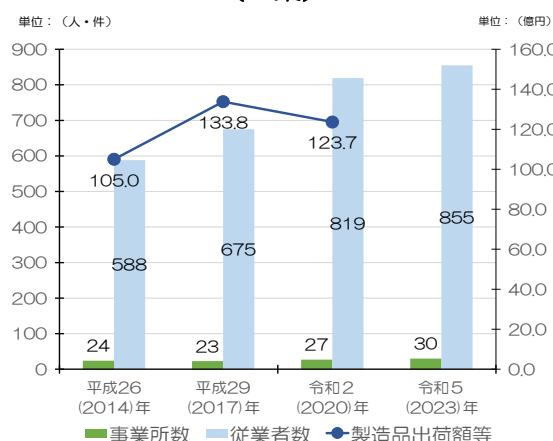
また、新地南工業団地の整備によって新たな企業立地が進みました。地域に根差した地元商工業も復興を果たしてきており、工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等や小売業・卸売業の商店数・従業者数・年間商品販売額も増加傾向にありましたが、新型コロナウイルスや令和3年、4年福島県沖地震の影響により、製造品出荷額等や年間商品販売額は再び減少しています。

商工業事業者が高齢化しているなかで、後継者がおらず事業承継が難しい状況にあります。

商工業の一層の活性化を図るため、企業立地や新地駅周辺地区への商業施設等の誘致、また、地域商業の振興やスーパーマーケット等生鮮食料品の買い物環境が、課題となっています。

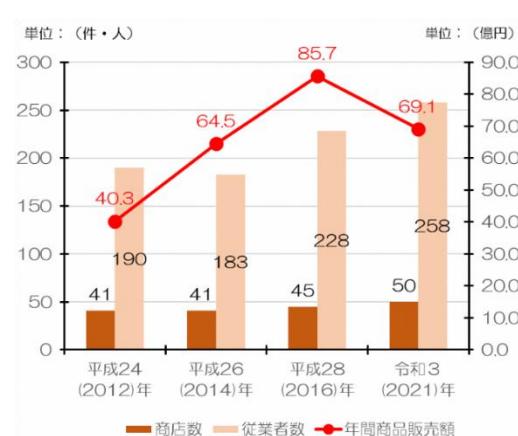
さらに、産業の創出や起業の支援も必要です。特に、本町ならではの特産品が少ないことが課題であり、新規商品等の開発が求められるとともに、その商品等を販売するルートの確保も必要です。

事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移
(工業)



資料：工業統計調査、経済センサス、経済構造実態調査
(総務省・経済産業省)

商店数、従業者数、年間商品販売額の推移
(小売業・卸売業)



資料：商業統計調査、経済センサス
(総務省・経済産業省)

■ 施策

1－3－1 企業立地・起業の促進

県企業誘致推進協議会、相馬中核工業団地企業誘致促進協議会、福島イノベーション・コースト構想推進機構及び福島国際研究教育機構（F-REI）等と連携し、町内工業用地、新地駅周辺事業用地や防災集団移転元地への企業誘致を進めます。駒ヶ嶺工業用地は、製造業や運輸業以外の誘致も検討します。また、相馬中核工業団地や相馬港等で操業している企業の関連会社及び地域エネルギーを利活用する企業の誘致促進に努めます。新たな工業団地造成について、企業進出の動向や情報収集に努め必要に応じ検討します。さらに、重要港湾、エネルギー港湾として重要な役割を果たしている相馬港や周辺で展開されているエネルギー産業を含め企業の事業拡大を図ります。

さらに、新たに町内で起業をめざす人や新たな事業を始める方等の支援を行います。

1－3－2 相馬港の利活用促進

コンテナ定期航路の利用促進を図るとともに、常磐自動車道と東北中央自動車道の開通による相馬港の利便性向上を踏まえ、企業の誘致活動等を推進し、相馬港の一層の利活用促進を図ります。あわせて、県が策定した相馬港港湾脱炭素化推進計画、カーボンニュートラルポートの形成に沿った利活用を促進します。また、観光振興を図ることを目的として、クルーズ船の寄港の誘致も継続するほか、新たな観光拠点みなとオアシス^{※1}そうま港による交流人口の拡大に努めます。

1－3－3 企業の経営支援

商工会と連携し、経営等に関する情報の提供や研修・指導事業、各種融資制度の周知・普及などをとおして、経営の体质改善と安定化を図るとともに、商工会や地元金融機関等と連携した事業承継について支援します。

1－3－4 地域商業の活性化

地域商業の事業継続や起業の支援をするほか、商工会による経営指導、起業支援、人材育成活動などを促し、資金面での支援にも努めます。

食料品をはじめとする生活利便施設の誘導を図るとともに、誘致に対する支援策等も検討します。また、複合商業施設の利用促進と活性化を図ります。

1－3－5 特產品づくりの推進

特產品振興協議会による活動や地元食材を活用した特產品開発への支援により付加価値を高め、產品のブランド化を図っていきます。それら特產品の魅力を販売イベントにより広く発信するとともに、町内の商店等でも展示販売することで町民にも周知し、販路の開拓・拡大を促進します。

^{※1} 人々が憩い、集い、潤える空間を「みなとオアシス」として認定し、住民参加による地域活性化の取り組みに対し、様々な支援を行う国の制度。

1－4 農林水産業の振興・復興

■めざす姿

特色ある農林水産業の振興・復興に向けて、既存の基盤を活かしながら、6次産業化や地産地消に取り組むとともに、担い手の創出や経営安定、法人化など、様々な形態による取り組みを進めます。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害対策や、農作物などへの被害を防止するため有害鳥獣対策などに取り組みます。

■現況と課題

農業は本町の基幹産業であり、米、野菜、果樹、花き栽培など質の高い多様な農産物が生産されています。戦略的産地づくりとしてニラ・イチジクのブランド化を推進するほか、水田利活用として大豆の生産拡大と加工販売などに力を入れてきました。今後は、これまでも取り組んできた新地產品のブランド化や6次産業化をさらに推進することが求められます。同時に、生産基盤の強化のためには有害鳥獣対策も重要です。

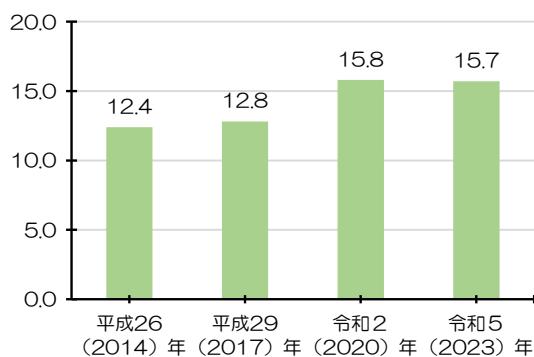
東日本大震災後には営農が困難となったことから、従来にも増して営農者・後継者不足など、農業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、意欲ある地域農業の担い手を育成することや地域計画に掲げる農地の集積・集約化が課題となっています。

水産業については、漁場や漁港、その他施設・設備の復旧は完了しており、漁業経営の安定を図るための事業に取り組んでいます。現在は、試験操業から拡大操業に移行しており、本格操業に向けた準備を進めている状況です。また、農業と同様、新たな担い手の確保が課題です。さらに、海水温上昇に伴う魚種の変化への対応や水産資源の減少に対応した育てる漁業^{※1}・資源管理型漁業^{※2}の推進も求められます。

新地の魅力である豊かな自然資源のひとつとして農業・林業・水産業をとらえ、消費の拡大・農林水産業の経営の安定化を図るためにも、経営の多角化や特產品化、6次化商品の開発、地産地消の推進など多様な取り組みや風評被害への対策も必要です。

農業産出額の推移

単位：（億円）

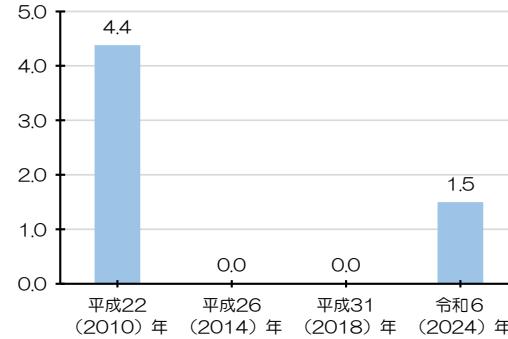


資料：市町村別農業産出額（農林水産省）

水揚げ金額の推移

（相馬双葉漁業協同組合 新地地区）

単位：（億円）



資料：福島県海面漁業漁獲高統計

※平成 26・31 年は試験操業のため、統計値に含まれない

※1 魚がある程度育つまで養殖した後、海に放流し、自然の海で生育するのを待ってから漁獲する手法。放流した魚が繁殖することで、水産資源の回復に寄与する。

※2 漁業者が地域や魚種ごとの資源状況に応じて漁獲量を管理し、水産資源を守る手法。

■ 施策

1－4－1 広範な担い手への育成・支援

研修や交流機会の拡充、相談・指導体制を充実し、有力な担い手となる認定農業者^{※1}を育成するとともに、農業者の高齢化と農業の承継を見据えながら、既存の基盤を活かしつつ、新規就農者や農業法人の設立を支援することで、広範な担い手の育成に努めます。

漁業者についても、漁業者の高齢化を踏まえた新たな担い手の育成について、国や県とも連携を図りながら相談支援を行い、地域漁業の活性化を図ります。

1－4－2 多様な農業生産の推進

震災以降、県を挙げて推進してきた食の安全・安心に取り組み、農業への信頼の維持・向上を図ります。また、ニラやイチジクなど町内作物を栽培する農家の育成と地産地消の推進を並行して取り組むとともに、特産品化・6次産業化への取り組みを支援します。また、農産物の高付加価値化とともに情報発信の活性化に努め風評被害の払拭にも取り組みます。

1－4－3 農地の利用集積と生産基盤の安定強化

水田や遊休農地の利用集積を図るとともに、農地への水路等の整備、湛水を軽減する排水機場の長寿命化の推進、及び有害鳥獣対策など、生産基盤の強化に取り組みます。また、安定的な販路の開拓支援、営農支援などの協働を進めることで、農業生産の安定化を図ります。

さらに、農業振興地域整備計画の見直しを行うとともに、水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の施設を維持管理するため、地域で活動している組織を支援します。

1－4－4 産業活性化と地産地消の推進

農林水産物の安全性を確保しながら、食育や農業体験活動とも関連づけし、家庭や学校、事業者など、地産地消を推進します。商工会や農協、漁協の町内経済3団体と連携し、ふるさと産業まつりの充実と地場産品のPR、地元消費拡大及び地元産業の活性化を図ります。また、地元農林水産物を活用した6次化商品の開発や消費拡大に努めるとともに、経営の多角化につなげます。

1－4－5 魅力ある漁業への復興

被災後に再建した漁港や漁業施設・設備等を活用し、震災以前に増して魅力のある漁業へと育成するため、操業にかかるコスト低減や、つくり育てる漁業として稚魚・稚貝の中間育成放流事業などを推進し、漁獲量や漁業経営の安定化を図ります。また、魚種の変化に対応するための取り組みや風評被害の対策にも努めます。

さらに、水産資源を活用した特産品の開発や食を楽しむ施設など、産官学の連携を図りながら、漁業においても6次産業化による経営の多角化をめざします。

^{※1} 農業経営基盤強化促進法に基づき、作成した農業経営改善計画が市町村に認定された農業者。

第2章 災害に強く安全安心なまちづくり

項目	施策
2-1 防災体制の充実	2-1-1 災害に強いまちづくり 2-1-2 地域防災力の向上 2-1-3 救急体制の充実
2-2 犯罪や事故のないまちづくり	2-2-1 生活安全環境の整備 2-2-2 犯罪被害者の支援 2-2-3 防犯対策の推進 2-2-4 交通安全対策の推進 2-2-5 消費者対策の充実
2-3 交通体系の充実	2-3-1 道路網の確立 2-3-2 公共交通の充実
2-4 地域環境の保全	2-4-1 環境負荷の軽減 2-4-2 環境美化の推進 2-4-3 安定した水の供給 2-4-4 水洗化の推進
2-5 緑の保全と活用	2-5-1 健全な森林づくり 2-5-2 公園・緑地の維持

2-1 防災体制の充実

■めざす姿

東日本大震災や令和3年、4年福島県沖地震を教訓として、台風、大雨、地震など大規模な自然災害や事故などに対応するソフト及びハードの対策を組み合わせた防災・減災対策を行うとともに、町民自身による自助及び地域などにおける共助により、命と暮らし最優先のまちづくり・人づくりを推進します。

また、緊急時における人命の確保に向けて、消防や救急の体制充実及び連携を図ります。

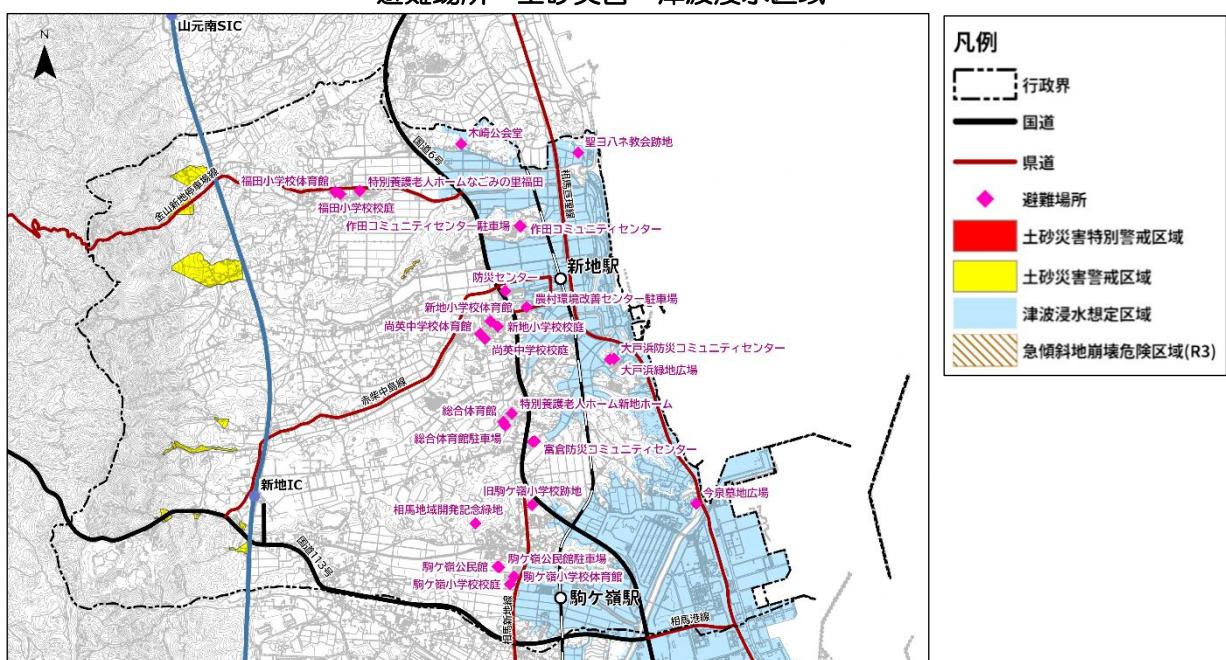
■現況と課題

近年、全国各地で線状降水帯の発生といった風雨や洪水などの様々な大規模自然災害が頻発しています。本町においても大規模自然災害の発生を想定し、防災・減災のためのハード整備※1を進めるとともに、自主防災組織の活動などの自助・共助に基づくソフト施策※2にあわせて取り組むことで、災害に対する強靭化を図ることが求められます。

ソフト施策においては、東日本大震災や令和3年、4年福島県沖地震による甚大な被害を教訓とし、後世に語り継ぎ、防災教育を充実させ、町民一人ひとりが防災意識を持ち、命と暮らしを最優先にする行動ができるようにすることが重要です。

消防・救急体制は、相馬地方広域市町村圏組合による常備消防と消防団で構成されています。震災後のまちづくりを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、新たな団員の確保が課題となっています。

避難場所・土砂災害・津波浸水区域



※1 防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保など、建築・土木分野の整備による対策。

※2 ハザードマップなどの災害に関する情報発信、避難訓練や避難体制の確立・充実など、住民の意識啓発や行動の促進にかかる対策。

■ 施策

2-1-1 災害に強いまちづくり

東日本大震災を踏まえた地域の施設整備も完了するなか、大規模災害の頻発化を踏まえ、施設の適正な維持管理に努めるとともに、内水氾濫対策を推進します。

河川氾濫に対応した河川整備や堆砂除却、水位等観測機器の設置のほか、土砂災害危険箇所や山間部での災害を想定した対策を県等に要望していきます。下水道施設については、災害時にも機能を維持できるよう電源供給方法の確保等を図っていきます。また、災害時に備え防災備蓄倉庫の充実を図るとともに、給水車の活用に努めます。

さらに、既存施設の定期点検を進めるとともに、町民個々の防災対策として、ブロック塀の撤去及び木造住宅の耐震補強・耐震改修、屋根の葺き替え等を支援する耐風改修への補助も進めています。

2-1-2 地域防災力の向上

平時には各地区における自主防災組織の育成・強化を支援するとともに、災害時に町民と行政が一体となった対応ができるよう防災訓練の充実を図ります。また、小中学校や防災センターにおける防災教育を行うことで災害に強い人材の育成を図るとともに、町内事業所などの連携・協力体制の整備に努めます。

災害時には地域防災計画に基づき的確に事業を実施し、迅速な復旧が図れるよう関係機関との連携強化に努めます。

あわせて、災害に関する情報は正確かつ迅速に発信・共有することが必要です。そのため、県が管理する河川について水位のモニタリング情報を共有し、氾濫の可能性を事前に把握するよう努めます。さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の情報から自動的に防災情報を町民に提供するシステムを活用し、瞬時に防災行政無線による情報伝達やメール、SNSなどによる配信も併せて行うなど、伝達手段の多重化を図り、町民等に確実に周知できるように努めます。

2-1-3 救急体制の充実

災害時において支援を要する町民を事前に把握し、適切な救急対応が図られるよう、避難行動要支援者名簿の隨時更新を図るとともに、個別避難計画の作成を進めます。また、相馬地方市町村会や医師会の協力を得て、救急指定病院の体制充実を図ります。

2-2 犯罪や事故のないまちづくり

■めざす姿

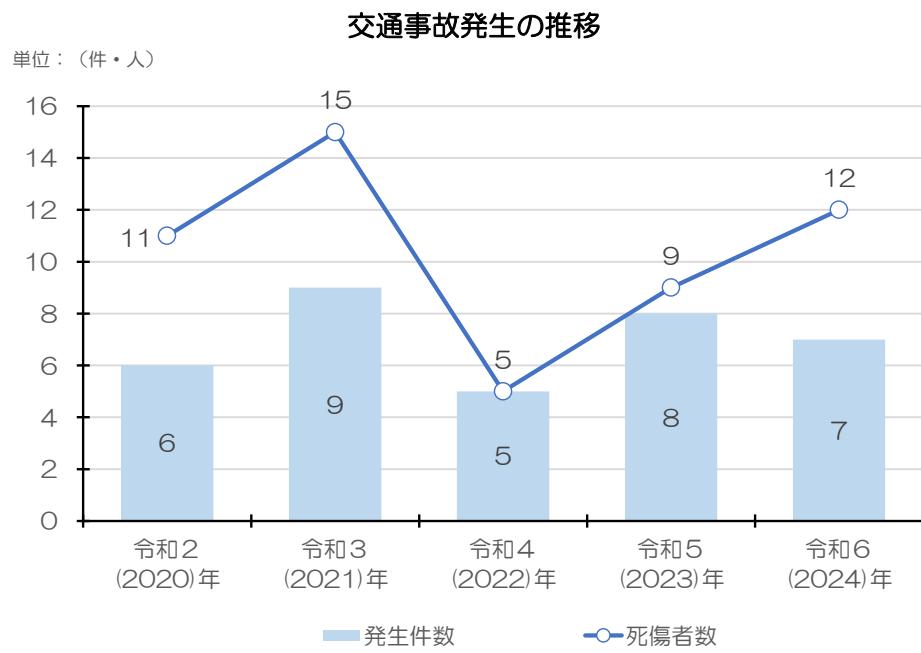
安心した暮らしに向けて、ながら見守りや交通安全運動、通学路の立ち番活動など、町民、事業者、行政などが一体となり、防犯対策や交通安全対策に取り組みます。

また、時代の変化に応じて、商品購入や電子決済に関する詐欺など消費者被害の未然防止と相談体制の充実を図ります。

■現況と課題

本町では、町民と事業者、行政が互いに協力・連携し、防犯意識の向上と自主的な生活安全活動を推進し、安心して暮らせる地域社会の実現をめざしています。現在、地域においては警察や防犯協会、交通対策協議会などによる連携のもと、地域ぐるみで防犯活動や交通安全対策に取り組むほか、子どもたちの安心安全のため、通学路安全推進会議を設置し、新地町通学路安全プログラムに基づいた通学路の安全確保や町内の各保育所・小中学校においては防犯カメラの設置、地域全体で子どもを守る「ながら見守り」に取り組んでいます。

一方、特殊詐欺の広がりなど消費者問題が複雑多様化するなかで、消費者がトラブルに巻き込まれるケースも増えており、トラブル防止に向けた情報提供や啓発活動、相談体制の充実が課題となっています。特に、高齢者がトラブルに巻き込まれる可能性があるため、消費者問題に対する意識啓発を行っていく必要があります。



資料：相馬警察署

■ 施策

2-2-1 生活安全環境の整備

町民の自主的な生活安全活動の推進を図るとともに、安全で住みよい生活環境の整備を行い、犯罪、事故等を未然に防止し、安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

2-2-2 犯罪被害者支援

犯罪被害者の方やそのご家族、ご遺族が受けた被害の軽減や回復を図り、再び日常生活を営むことができるよう適切な支援を行い地域社会で支え、安全で安心な社会の実現をめざします。

2-2-3 防犯対策の推進

警察や各行政区・地区等関係機関と連携して啓発活動を推進することにより、防犯意識の向上に努めます。

防犯対策は、各行政区・地区等と協力した防犯パトロールや「ながら見守り」を実施するなど、地域ぐるみの防犯活動を強化、登下校途中の児童生徒の被害や青少年の非行の防止に努めます。

また、地域の要望を踏まえ、防犯体制の充実を検討するとともに、必要箇所に防犯灯の設置を図ります。

2-2-4 交通安全対策の推進

交通対策協議会などの交通関係団体と協力し、子どもや高齢者を対象とした交通安全運動を推進するなど、交通安全に関する普及啓発を推進します。

また、具体的な対策として、歩行者や交通弱者を交通事故から守るため、警察や各行政区、地区など関係機関と連携しながら道路交通環境を調査し、通学路を中心とした歩道の整備や歩行空間を確保するためのU字溝への蓋掛け、危険箇所にカーブミラーを設置するなど交通安全施設の整備を図ります。

2-2-5 消費者対策の充実

消費生活や振り込め詐欺等の特殊詐欺など暮らしの中の事故に関する情報提供や無料法律相談会などをとおして町民の知識や意識を高めるとともに、消費者トラブルの被害者を救済する消費生活相談、被災者の生活に関する悩み相談など、啓発・相談体制の整備を図ります。

特に、高齢者には意識啓発のほか、必要に応じて成年後見人の活用を促していきます。また、SNS利用者の低年齢化を踏まえ、インターネット上のトラブルに巻き込まれないよう、学校と連携したメディアとの関わり方の実践力の向上を図っていきます。

2-3 交通体系の充実

■めざす姿

町道の改良、通学路の整備などに取り組むとともに、常磐自動車道の4車線化や国県道改良を要望し、移動の円滑化などを推進します。

また、新地町バスストップの高速バス利用促進や町民のニーズに応じた町内公共交通の利便性の向上、見直しを図ります。

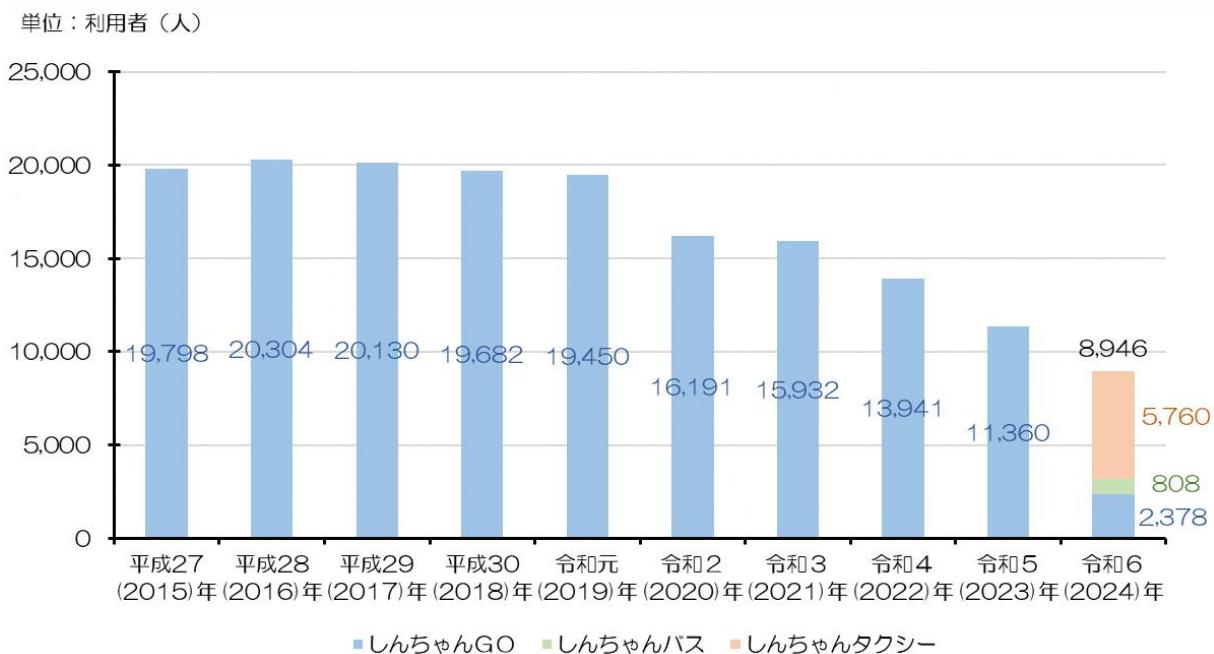
■現況と課題

本町の交通は、国道6号や主要地方道相馬亘理線、JR 常磐線、常磐自動車道など、南北に大きな交通幹線が通り、東西は国道113号や県道、町道により骨格が構成されています。また、身近な交通機関として“しんちゃんタクシー”と“しんちゃんバス”を運行しています。

東日本大震災で被災した鉄道・道路の復興や常磐自動車道等の整備により町外へのアクセスが容易となりましたが、町内の交通利便性の向上や地域住民の安全確保が求められています。

また、JR 常磐線に加え高速バスの利用促進による移動手段の多様化や、町内公共交通の見直しを行うなど交通体系の充実が求められています。

新地町地域公共交通利用者数の推移



※しんちゃんGOの令和6年値は4月から6月までの運行データ

資料：企画政策課

■ 施策

2-3-1 道路網の確立

常磐自動車道広野～山元間の4車線化やその他国道・県道の整備を国・県に要望し、幹線道路の充実に努めます。併せて、幹線道路を補完する道路や地域の実情に応じた生活道路の整備など、安全で安心な道路交通を確保するための適切な整備、維持・管理に努めます。さらに、ハード面の整備に加え、規制等による安全性の確保にも取り組みます。

特に、交通量が多く緊急性の高い通学路を中心に歩道の設置やU字溝の蓋掛けなどの安全施設整備を重点的に取り組み、安全で安心して利用できる道路整備に努めます。

2-3-2 公共交通の充実

JR 常磐線の運行充実及び環境整備を関係先へ要望します。常磐自動車道や東北中央自動車道を利用した高速バス等について、仙台方面への増便・東京方面への開設・県内各地への開設について、関係事業者に働きかけを行います。また、町内公共交通の見直しを図るなど、誰もが利用しやすい交通環境の形成に努めます。

2-4 地域環境の保全

■めざす姿

節電や節水による省エネルギーの取り組み、再生可能エネルギーの利活用を図るほか、ゴミになるものを減らす、繰り返し使う、分別をして再生するなどゴミ減量化への取り組みにより地球温暖化防止を推進します。

下水道の接続や合併浄化槽の設置の推進、新規立地工場との公害防止協定締結など、地域環境の保全に関する関係機関との連携を図ります。

また、県や警察との連携による不法投棄対策とともに、道路・河川愛護活動など、地域による環境美化の支援を行います。

■現況と課題

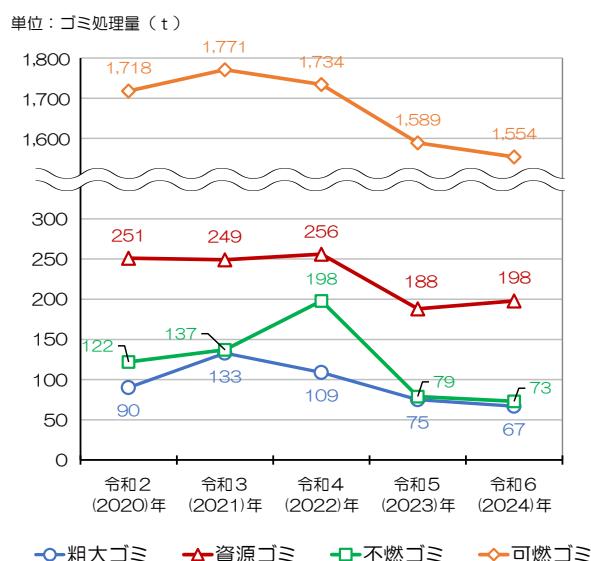
本町は、平成23（2011）年に国の「環境未来都市」に選定され「環境と暮らしの未来（希望）が見えるまち」づくりのほか、環境産業共生型の復興まちづくりの実現に向け「新地町スマートコミュニティ事業」に取り組んできました。今後は、国連で採択された持続可能な開発のための国際目標である「SDGs」への取り組みが求められています。

また、エネルギー消費量の増加等に伴い、地球温暖化問題が深刻化しています。本町の温暖な気候や豊かな森林を将来の世代に受け継ぐため、再生可能エネルギーの活用も検討することが必要です。

加えて、ゴミの不法投棄防止やゴミの減量化など、環境美化と循環型社会の実現をめざし、町民一人ひとりがルールやマナーを守っていくことが求められます。

さらに、企業に対し水質及び大気の測定を求めるなど、公害防止対策も重要となります。

ゴミ処理の推移



資源ゴミ処理の推移



資料：町民生活課

資料：町民生活課

■ 施策

2-4-1 環境負荷の軽減

再生可能エネルギーの推進を図るため住宅への太陽光発電システムの設置に対して補助を継続するほか、公用車において電気自動車等エコカーの導入を推進します。

また、町民が身近にできる取り組みとして、ごみ収集カレンダーやごみの分け方・出し方のパンフレット等により、ごみの減量化（リデュース）、再利用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）、ごみの発生源となるものの受け入れを断る（リフューズ）の4Rの取り組みについて、意識啓発を行うとともに、ごみの分別等の具体的な指導・助力を図ります。さらに、小中学校では体験型環境エネルギー学習をとおして、自然エネルギーに関する教育と節水や節電など省エネ行動の意識啓発に取り組みます。

2-4-2 環境美化の推進

地域環境の美化に対する意識啓発を図りながら、各行政区・地区や各種団体、企業等による環境美化活動や道路河川愛護活動を支援し、誰もがきれいだと思う町をめざします。また、本町の魅力である海・里・山の自然環境を維持するためにも、海岸や河川、里山の美化にも努めます。

さらに、各町内主要河川や一般廃棄物最終処分場などの水質検査を行うなど、工場等からの排水や大気汚染物質について改善の指導に努めるとともに、新たに町内に立地する工場とは公害防止協定の締結を図ります。また、警察など関係機関と連携し、不法投棄の取り締まり強化や指導に努めます。

2-4-3 安定した水の供給

安定した水道水を供給するため、相馬地方広域水道企業団による健全で効果的な水道事業を推進するとともに、配水管を計画的に取り替えるなどにより水道施設の耐久性の向上に努めます。また、災害時でも水道水の供給が途絶えることのないよう、配水管網の整備や早期復旧体制の構築に努めます。

2-4-4 水洗化の推進

下水道の接続や合併処理浄化槽の設置を促進し、全町域の水洗化を図ります。また、下水管や集合処理施設の適正な維持・管理を図ります。

2－5 緑の保全と活用

■めざす姿

保水能力の高い水源かん養や山地災害を防ぐ機能などを持つ森林環境の適正な保全とともに、森林環境学習の促進に取り組みます。

公園や緑地などは、町民などが憩い、交流・活動する場として拠点性を有しており、本町の大きな魅力であることから、適切な管理・運営を行います。

■現況と課題

本町は、海・里・山・田園が楽しめ、また、河川、ため池、水路、湧水など水と緑の豊かな環境があり、多くの人が訪れ、ゆとりとやすらぎの空間をつくり出しています。新地の海・里・山・田園のある豊かな環境を再認識し、町全体で維持・保全に努めるとともに、新たな開発・整備にあたっては環境や景観に配慮したまちづくりに取り組んでいくことが求められます。併せて、学校教育や生涯学習活動等のなかで森林環境学習を促進し、町の共有財産として自然をとらえ、自分たちで保全する意識を高めることが必要です。

また、沿岸部の防災緑地は、津波等による被害を最小にするための多重防御施設の1つとして東日本大震災以降に整備されました。今後は、適切な維持管理と、さらなる交流の促進が求められており、指定管理者制度の導入等、民間活力を活かした運営が必要になります。

■ 施策

2-5-1 健全な森林づくり

広葉樹林再生事業等の森林整備を計画的に実施し、町土の保全や水資源のかん養などの公益的機能が十分發揮でき、さらに里山の生態系が将来も維持されるよう、山地・里山の育成・保全を図るとともに、そのための森林環境学習を学校ならびに生涯学習活動等のなかで取り組んでいきます。

町民の憩いの場として、また観光資源として、山地・里山の活用についても検討し、その魅力を発信していきます。

2-5-2 公園・緑地の維持

子どもたちの身近な遊び場、親同士や高齢者の交流の場として、身近な公園・緑地の充実と適切な管理運営を図ります。また、総合公園や鹿狼山ふれあいとやすらぎの森、沿岸部の防災緑地公園等についても交流や憩い、軽運動の場としての活用を図ります。そのため、町民をはじめとする利用者のニーズを踏まえた運営維持管理に努めます。

また、これらの公園・緑地の維持管理にあたっては、子どもをはじめとした地域住民やNPO法人、企業、ボランティアなどの協力や民間活力を活かしながら、効果的な運営を行えるよう検討・実施します。

第3章 健康で元気なまちづくり

項目	施策
3-1 健康づくりの推進	3-1-1 健康づくりの推進 3-1-2 母と子の健康づくりの推進 3-1-3 保健・医療サービスの充実
3-2 安全で質の高い医療の充実	3-2-1 医療体制の充実 3-2-2 かかりつけ医の普及 3-2-3 救急医療の充実
3-3 高齢者福祉の充実	3-3-1 生きがい体制の充実 3-3-2 地域包括ケアシステムの充実 3-3-3 生活支援サービスの充実
3-4 地域ぐるみ福祉の確立	3-4-1 町社会福祉協議会等への活動支援 3-4-2 人にやさしいまちづくり 3-4-3 障がい者の自立と社会参加の促進 3-4-4 生活の安定・自立への支援 3-4-5 包括的な相談支援体制の整備 3-4-6 自殺対策の推進 3-4-7 社会保障制度の充実

3－1 健康づくりの推進

■めざす姿

誰もが健康でいられるように、定期健診や生活習慣病対策などによる疾病の予防、早期発見・治療の充実とともに、妊娠・出産や乳幼児の時期には母と子の健康づくりを推進します。

また、健康づくりに関するイベントや地場産品による食育など、楽しみながら取り組む健康づくりを推進します。

■現況と課題

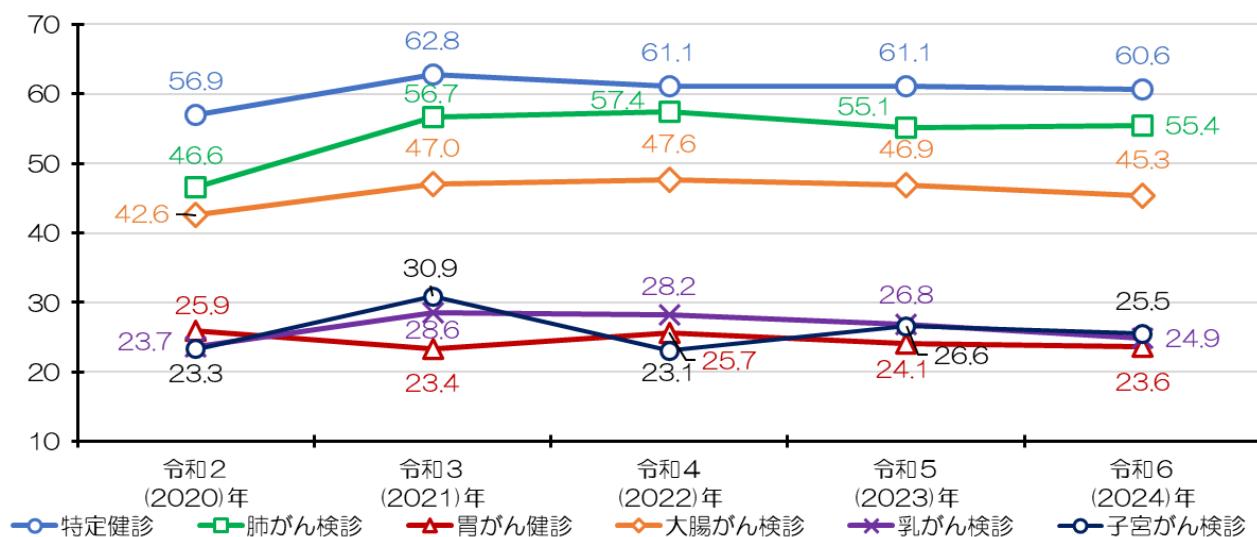
高齢化の進行とともに、がんや心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病^{※1}や認知症、日常生活に支援が必要な要介護者の増加、また、様々な社会的要因により追い詰められたことによる自殺が深刻な社会問題となっており、一人ひとりの主体的な健康づくりとともに社会的環境の改善が求められています。

本町では町民の健康づくりを総合的に支援しており、保健センターを中心にがんや結核検診など各種検診事業や各世代における保健事業において、生活習慣病の発症予防と重症化予防及び栄養・運動・休養等健康に関する生活習慣の改善及び定着を推進することが必要です。

今後も、心身ともに健康で生きがいを持って自立した生活が過ごせるよう、町民一人ひとりが積極的に生涯を通じた健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を図ることが重要となります。

各種がん検診受診率の推移

単位：受診率（%）



資料：保健センター（町特定健康診査）

^{※1} 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。生活習慣病には、悪性新生物（がん）、循環器疾患、肥満症などがある。

■ 施策

3-1-1 健康づくりの推進

健康づくりに対する関心を高めるための普及啓発活動として、各種健康づくりのきっかけとしてのイベントの開催や、広報活動の充実を図ります。また、介護予防事業との連携を図りながら、健康づくり教室等を通じた生活習慣病予防の普及や自主的なグループづくりを推進し、継続的な活動となるよう支援します。さらに、自殺対策については、保健・医療・福祉・教育、その他の関連施策と連携しながら推進していきます。

また、子どもの頃からの生活習慣が成人期の健康状態に影響することから、保育所や小中学校と連携し、望ましい生活習慣の確立を支援します。学校給食においては、安心安全な地場産農産物や魚介類を積極的に取り入れる学校・地域・家庭がつながる（連携する）食育推進に取り組み、「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」を育成します。

さらに、健康づくり推進員や食生活改善推進員などの地区組織や健康づくりグループなどの関係機関と連携し、町民が健康づくり活動に主体的に関わることができる環境の整備や地域の絆づくりを推進していきます。

3-1-2 母と子の健康づくりの推進

妊婦健診、乳幼児健康診査、健康相談など妊娠・出産、乳幼児期に至るまでの一貫した保健サービスとして子育て世代包括支援センターの機能を継続しつつ、こども家庭センターを設置し母子保健と児童福祉に関する一体的な支援の強化を行います。また、乳児への全戸訪問・指導等で、母と子の健康づくりと育児に関する不安の解消を図ります。

3-1-3 保健・医療サービスの充実

各種がん検診の受診率や精検受診率の向上、感染症予防や歯科保健の充実に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導事業等により生活習慣の改善と疾病の早期発見・早期治療を推進します。さらに、町民の健康に関するデータを健康づくり・疾病予防に活かし、重症化予防対策を推進します。

また、震災が心に及ぼした影響はいまだ癒えているとは言い難く、これまで取り組んできた県民健康管理調査（福島県事業）やスクールカウンセラー（福島県事業）による子どもの心のケア、スクールソーシャルワーカーによる生活支援等に引き続き取り組んでいきます。

3－2 安全で質の高い医療の充実

■めざす姿

かかりつけ医、かかりつけ歯科医を中心とした初期診療などの一次医療圏、入院医療及び専門外来医療を提供する二次医療圏、より専門的、広域的な医療サービスを提供する三次医療圏と、多様化・高度化するニーズに応じた効率的な医療サービスを適切に受けられるよう県や医療機関との連携に取り組みます。

また、救急搬送や休日夜間急患センターなど、救急医療体制の充実を図ります。

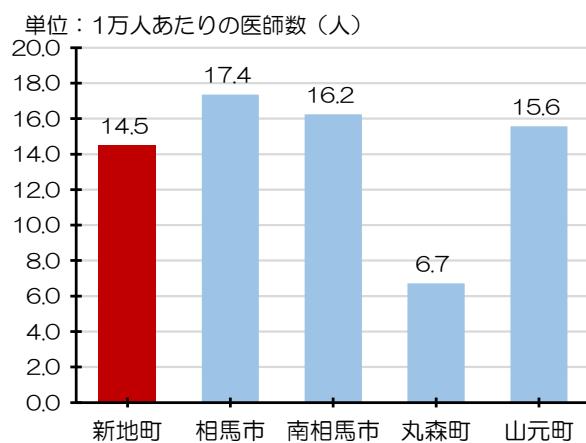
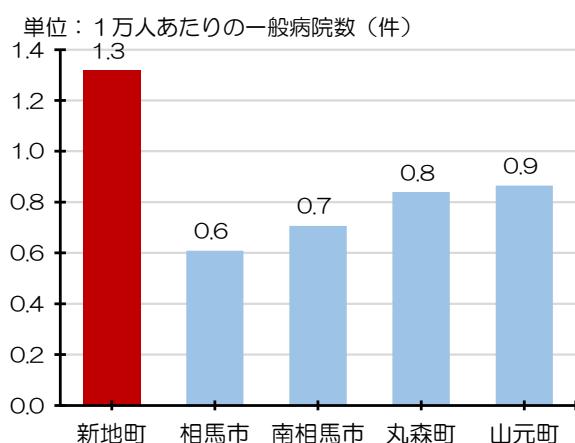
■現況と課題

高齢化に伴う生活習慣病の増加や疾病構造の変化により、医療に対するニーズはますます多様化・高度化しています。

本町の医療体制は、二次医療機関^{※1}として公立相馬総合病院（相馬市）と民間病院（新地町）が1カ所、また、この他に診療所が2カ所、歯科診療所が1カ所あります。一方、町民からは産科、眼科、耳鼻科といった診療科目のニーズがあります。専門的な分野については県立医科大学附属病院や県外の医療機関を利用しています。

そのような広域的かつ重層的な医療体制を維持するとともに、身近な地域で基礎的な医療を気兼ねなく受けのことのできる診療所の配置、また、診療所と病院との連携による適切な医療サービスの提供とともに、救急医療体制の充実、医療人材の確保やかかりつけ医の普及が課題となっています。

人口1万人当たりの一般病院数（左）・医師数（右）



資料：統計でみる市区町村のすがた 2025（一般病院数・医師数 2022、住民基本台帳人口 2023）

^{※1} 入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関。地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的な入院医療を行う病院。

■ 施策

3-2-1 医療体制の充実

公立相馬総合病院等が地域医療の中核機関として質の高いサービスが提供できるよう、引き続き施設や最先端機器の整備、医療人材確保などのため相馬看護専門学校の入学者増加に向けたPRなどに努めます。それとともに、内科や小児科などの、受診する機会が多いと考えられる町内の医療機関については、公共交通の充実により身近に受診できる環境づくりを進めます。

また、身近で受診できない診療科目については、県と連携し医師会や医療機関に要望していきます。

3-2-2 かかりつけ医の普及

健康に不安を感じた時に気軽に相談できるかかりつけ医がいることで、病気の早期発見・早期治療につながります。また、かかりつけ歯科医は日常的な口腔ケアにつながります。そのため、医師会や歯科医師会、関係機関と連携・協力しつつ、かかりつけ医の普及を図ります。

3-2-3 救急医療の充実

相馬地方広域市町村圏組合との連携のもとに、救急医療が円滑かつ適切に提供できるよう、救急医療体制の充実を図ります。

また、医療救急活動が迅速に行われるよう、県のドクターヘリや町内外医療機関との連携強化に努めます。

3－3 高齢者福祉の充実

■めざす姿

高齢者が要介護状態にならないための取り組みの充実を図るとともに、サークル活動やボランティア活動、シルバー人材センターなどを活用して社会参加を促進し、高齢者が元気でいられる環境づくりを支援します。

また、介護保険サービスの利用や高齢者福祉の充実により、安心して生活できる地域づくりを推進します。

■現況と課題

本町の高齢化率は令和7（2025）年10月時点で36.5%となっており、今後も増加が見込まれます。また、令和2（2020）年国勢調査によると一人暮らし高齢者世帯は308世帯（全世帯の約11%）、高齢者夫婦世帯（夫婦がともに高齢者の2人世帯）は277世帯（全世帯の約10%）です。令和6（2024）年9月末時点で469人が要支援・要介護認定を受けており、介護が必要な要介護認定者は近年概ね横ばいとなっています。

また、高齢化に伴って、認知症高齢者の増加が予想されています。認知症を予防する取り組みを充実していくとともに、認知症に対する理解を深め地域全体で見守る体制を充実していくことが求められます。

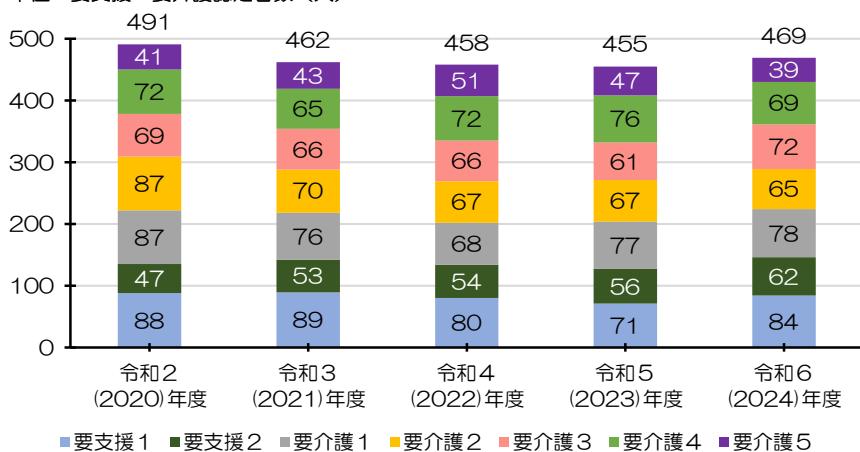
本町では、しんち福祉会（特別養護老人ホーム、デイサービス、在宅介護支援センター、地域包括支援センター）や新地町社会福祉協議会（在宅サービス事業所）、町内の民間福祉施設が中心となって高齢者の支援を担ってきました。

今後も、介護予防や高齢者の社会参加活動、生活支援事業による認知症や要介護状態にならないための支援を行うとともに、介護が必要な場合には適切なサービスを利用できるよう介護保険サービスの充実が求められます。

さらに、高齢者がいつまでも尊厳のある人生を送ることができる、暮らしやすいまちづくりのために、高齢者の権利擁護や虐待の防止等に対する取り組みが求められています。

要支援・要介護者の推移

単位：要支援・要介護認定者数（人）



資料：町資料（毎年9月30日時点）

■ 施策

3-3-1 生きがい体制の充実

高齢者が要介護状態となることを予防し、また、住み慣れた地域で孤立することなく、元気に暮らし続けることができるよう、高齢者同士や世代間での交流、ボランティア活動やシルバー人材センターにおける就労などの社会活動を通じて、健康維持と生きがいを感じる機会を充実します。

さらに、加齢によりおきてくる、低栄養や口腔機能、運動機能、認知機能の低下等のフレイル^{※1}に着目した保健事業を充実し、健康に配慮しながら自立して暮らすことのできる高齢者を増やすことをめざします。

3-3-2 地域包括ケアシステムの充実

地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、民生委員や福祉ボランティアをはじめとする地域における見守り・支え合いを促すとともに、見守りに係る地域の体制構築等を支援します。高齢者が地域の中で安心して必要なサービスが受けられるよう、また、増加する認知症高齢者への適切な支援が行えるよう介護保険サービスの充実や介護人材の育成に努めます。さらに、介護に携わる家族が不安や負担を感じることのないよう支援に努めます。

3-3-3 生活支援サービスの充実

高齢者が暮らしやすいよう、日常生活面での支援はもとより、成年後見人制度の周知・普及をはじめとした法律的な支援などによる権利擁護も含めて、高齢者の暮らしを守ります。その中で、サービスの集約化やコミュニティとのつながりを活かしたサービス提供のあり方も検討していきます。

ひとり暮らし高齢者に対しては、配食サービス等により健康の維持と見守り・安否確認を行います。また、ひとり暮らしの重度身体障がい者や高齢者に対しては、緊急通報システムを整備するなど生活支援サービスを行います。

^{※1} 健康な状態と要介護状態の中間の段階を指し、加齢によって心身が衰え健康障害に陥りやすい状態のこと。

3－4 地域ぐるみ福祉の確立

■めざす姿

援助を必要とする高齢者、障がい者、子どもなどが増加する中、地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会や民生児童委員協議会、行政区、ボランティア団体などを中心に、町民みんなで支え合いができる福祉を確立します。また、障がいに対する理解を深め、就労や生きがい活動の支援に努めます。

介護保険などの社会保障や社会復帰を図ろうとする人を支える更正保護の充実を図ることにより、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進します。

■現況と課題

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、地域での支え合いが重要となっています。

本町では、町社会福祉協議会や民生児童委員をはじめ、各種団体などが行政と連携し、ホームヘルパーの派遣、配食サービス、福祉人材の育成などを行っています。また、より多くの地域住民の参加のもと支え合いの社会づくりを推進するため、ボランティアの育成・活動支援や、誰もが暮らしやすい福祉環境の充実が必要であるとともに、高齢化の進行を踏まえ高齢者を見守っていくことも必要です。

そして、社会復帰を図ろうとする人を再び地域の輪に迎え入れることが自然にできるよう、更生保護などの支援を行う体制の充実も求められます。

障がい者福祉についても、住み慣れた地域で可能な限り自立して暮らし続けていくためには、自立支援や就労の場の確保などとともに、地域での理解と支え合いが不可欠です。

社会保障制度は暮らしの安心を支えるセーフティネットとして重要な役割を果たすものですが、少子高齢化等の進行に応じた制度の充実が課題となっています。

なお、本計画は、社会福祉法第107条に定める地域福祉計画を兼ねています。

■ 施策

3-4-1 町社会福祉協議会等への活動支援

地域福祉活動の推進母体である町社会福祉協議会の活動を支援し、活動の拡充による地域福祉の一層の促進を図ります。

3-4-2 人にやさしいまちづくり

福島県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設や道路、住宅のバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりを推進します。交通環境については、公共施設等におけるおもいやり駐車場の確保に努めるとともに、安心して運転免許証を返納できるよう公共交通網のあり方について検討します。

また、高齢者同士や異世代間の交流を図るとともに、ソフト面においてもやさしいまちづくりを進めていきます。

3-4-3 障がい者の自立と社会参加の促進

障がいの程度にかかわらず、住み慣れた地域で長く住み続けられるよう障がい者に対する生活サポートの充実とともに、就学・就労等の社会参画を促すことで自立に向けた支援を図ります。同時に、障がいに対する地域住民への理解を求め、地域住民との交流や就労・生きがい活動が行いやすい環境の形成に努めます。

3-4-4 生活の安定・自立への支援

生活保護を必要とする世帯など生活に困窮する世帯に対しては、関係機関との連携のもと、必要とする人への的確な情報提供を行うとともに、生活の安定と自立に向けた支援に努めます。

また、安全で安心な地域社会を築くため、社会を明るくする運動の啓発活動とともに、社会復帰を図ろうとする人の支えとなる保護司等の更生保護活動を支援していきます。

3-4-5 包括的な相談支援体制の整備

分野別では対応しきれない複雑化・適合化する困りごとや悩みごとなどに的確に対応できるよう、庁内各部門の連携や関係機関・団体との連携を強化し、包括的な相談支援体制の整備を進めます。

3-4-6 自殺対策の推進

誰も自殺に追い込まれることがないよう、新地町いのち支える自殺対策計画に基づき、自殺予防に関する正しい知識の普及やゲートキーパー^{※1}の養成をはじめとする自殺対策を推進します。

3-4-7 社会保障制度の充実

国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療等については、制度や事業に関する広報・啓発活動及び相談活動を充実するとともに、事業の適切な運営及び円滑な推進を図ります。

^{※1} 自殺の危険を示すサイン出している人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守ることができる人。

第4章 未来につながるまちづくり

項目	施策
4-1 子育て支援	4-1-1 子育て支援の充実 4-1-2 経済的支援の充実
4-2 特色ある教育	4-2-1 学習環境の充実 4-2-2 開かれた学校づくりの推進 4-2-3 心身の健康増進と心の教育の推進
4-3 生涯学習・ボランティアの推進	4-3-1 生涯学習の総合的推進 4-3-2 芸術文化活動の推進 4-3-3 読書の町づくりの推進
4-4 文化・スポーツの充実	4-4-1 歴史文化活動の推進 4-4-2 生涯スポーツ活動の推進

4-1 子育て支援

■めざす姿

医療費や保育・幼児教育などの子育てに係る負担の軽減、児童館での親子交流活動や育児相談事業に取り組むとともに、母子保健と児童福祉に関する一体的な支援機能であるこども家庭センターを設置し、妊娠・出産・育児への不安の解消をサポートします。

また、小学生の留守家庭児童を対象とした放課後児童クラブ、児童館の運営により、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

■現況と課題

全国的に少子化が進行しており、本町も同様の傾向にあります。それを踏まえて本町では、安心して子どもを産み育てられるよう妊娠期から出産・乳幼児・児童期の各時期に応じて検診や相談などを行っています。また、保育所における0歳児保育や延長保育など、多様化する保育ニーズに対応してきました。就学後の子育て支援についても留守家庭の児童のための放課後クラブの運営、さらに学校給食費の無償化を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めてきました。

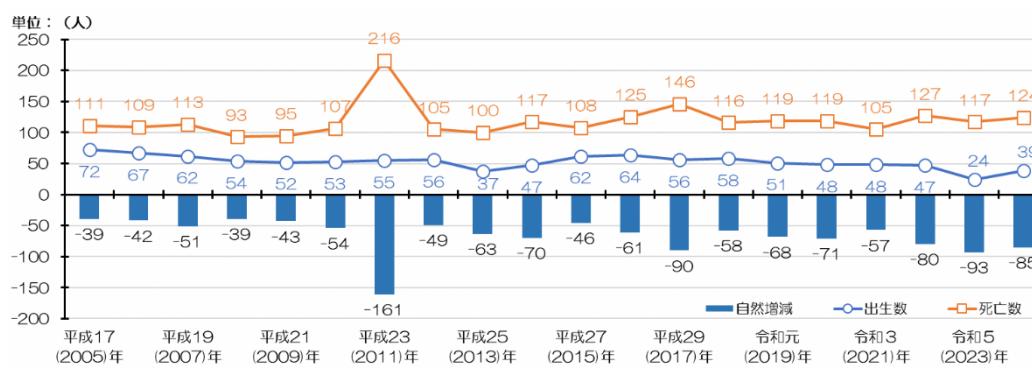
今後は、母子保健や子育て支援をとおして、本町で安心して子どもを産み育てられるよう、保育所や学校、家庭、地域、行政などの関係者が協力し、さらに子ども・子育て支援に取り組んでいくことが求められます。

合計特殊出生率^{*1}の推移



資料：新地町：人口動態統計報告書、福島県・全国：人口動態調査

本町の出生数・死亡数の推移



資料：現住人口調査年報（福島県）

*1 合計特殊出生率 とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する値。

■ 施策

4-1-1 子育て支援の充実

子育て世帯の状況やニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。また、一時保育事業や延長保育事業、こども誰でも通園制度などのサービスや保育士の充実に取り組みます。さらに、子育てに不安や負担を感じる保護者を増やさないよう、親子が交流し、仲間づくりと情報交換ができる場所として利用されている児童館を、子育て支援の拠点として充実していきます。また、保育所での育児相談や児童館の世代間交流事業などにより、これからも気軽に集まれる場を提供していきます。

就学後においては、留守家庭児童を対象とした放課後児童クラブの放課後児童支援員を確保し、保護者の子育てを支援します。

4-1-2 経済的支援の充実

子育てに伴う経済的負担を減らすため、現在、ひとり親世帯等（母子・父子・在宅障がい児（者）のいる世帯）の保育料の軽減、同時入所第2子以降保育料無償化事業、0～2歳児の保護者には保育料軽減助成金の支給、3～5歳児の保護者には副食費無償化事業、幼稚園利用者の一部負担、学校給食費の無償化、奨学金返還支援事業助成を行っています。今後も引き続き、保育料の軽減に努めるとともに、児童手当の支給、出生児祝金や18歳までの子ども医療費の助成などの継続に努めます。

その他、町民が子どもを産み、育てることに負担を感じることのないよう、子育ての経済的補助について検討します。特に、ひとり親家庭及び父母のいない児童に対しては、生活の安定と自立の促進に向けたきめ細かな相談・支援に努めます。また、国の制度改革も踏まえながら、不妊治療への助成などの経済的支援を検討します。

4-2 特色ある教育

■めざす姿

自立・協働・創造に向けた主体的な学びを実現するため、ICTを活用した教育に取り組み、コミュニケーション能力の育成と社会を生き抜く力を養います。

小学生は、家庭学習用問題集「ち・か・ら」「鹿狼山」の配付による学習習慣の確立、中学生では、進路実現や弱点克服に向けた「新地町トライ塾」の開催など、家庭との連携による教育力の向上を図ります。

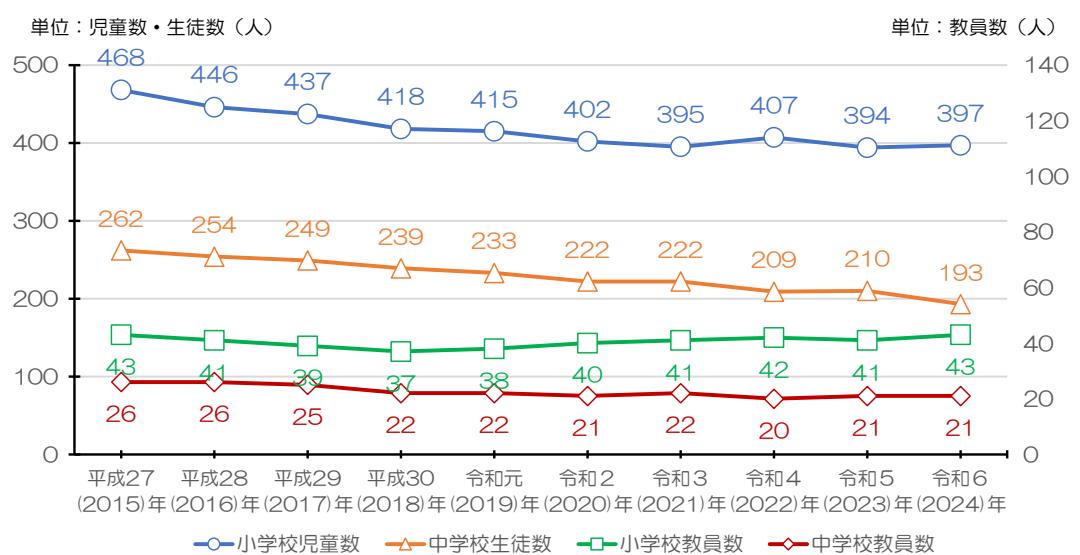
食育をとおして地域人材の協力の下で、安全・安心に基づいた地場産品を活用した食育講座や、健康課題の解決を図るために各校の特色に応じた取り組みなど、学校と家庭、地域、行政が連携し、子どもの心身の健全な発達を支えます。

■現況と課題

本町には小学校が3校、中学校が1校あります。第5次総合計画ではICTを活用した教育活動を各学校において推進してきました。その本町特有の実績を基盤として、GIGAスクール構想の政策動向を踏まえた取り組みを充実させ、確かな基礎学力の定着や、子育てへの不安を解消するに足る学校教育を実現することが重要です。さらに、地域内外での体験的な学習を通じ、福祉教育や環境エネルギー教育、英語教育、防災教育、食育、ふるさと教育など、豊かな人づくりにつながる教育の展開も必要となっています。

共働き世帯の増加や地域コミュニティの弱体化による家庭・地域の教育力の低下が課題となるなか、その改善を図るとともに、学校教育の充実が求められています。

小学校児童数・中学校生徒数及び教員数の推移



資料：学校基本調査（文部科学省）

■ 施策

4-2-1 学習環境の充実

学校教育においては、第一に基礎学力を高め、生き抜く力を育んでいきます。児童生徒一人ひとりの習熟度に応じた支援をめざし、教員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーなどが連携した「チーム学校」により基礎学力の底上げ及び生きる力の醸成を図ります。

また、Society5.0^{※1}に求められる情報活用能力の育成に向けて、本町における教育の特徴ともなっているICT教育をさらに充実させるためICT支援員やグローバルな社会で活躍できる人材の育成のためにALT(外国語指導助手)の配置など、学習環境のより一層の充実に努めます。加えて、環境エネルギー教育や防災にかかる教育、英語教育など、多様な学びを提供していきます。

さらに、特別の支援が必要な児童生徒等に対する教育の充実を図るため、地域の人材を活用して学習支援員や介助員を引き続き配置します。家庭の経済状況による教育格差を解消するために奨学資金貸付けを継続します。

4-2-2 開かれた学校づくりの推進

現在、小中学校では、学校・家庭・地域との連携強化を図り、地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動を推進しています。また、本町の企業による学外教育の機会や学校教育への協力を支援し、地域との連携を深めるとともに、大学や企業等と連携して教育活動の活性化を図っています。子どもたちの健やかな成長と、地域の未来を共に築き、地域に開かれた学校教育の実現に向けて、学校・家庭・地域が連携し保護者や地域住民と情報や課題を共有する、コミュニティスクール^{※2}の設置について検討します。

4-2-3 心身の健康増進と心の教育の推進

学校・家庭、地域が連携し、地場産品の活用を図りながら、健康ならびに食文化の両面において食の大切さを認識するための食育を推進するとともに、地域でのスポーツや交流を通じた心身の健康を増進する教育活動を推進していきます。あわせて、学校給食費を無償化し、子育て世帯の経済的支援に引き続き取り組みます。

また、不登校・いじめについては、各校における取り組みに加えて、不登校や教室にいられない児童生徒の居場所づくりを行い、特に中学校にはスペシャルサポートルーム(SSR)を県と連携して開設し、不登校の児童生徒の学習機会の確保と将来の社会的自立をめざします。

^{※1} 国が提唱する未来社会の姿であり、狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新しい社会(Society5.0)として、情報や人工知能、ロボット等の先端技術を産業や社会生活に取り入れた変革によって、経済成長と社会課題の解決が期待されている。

^{※2} コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。

4－3 生涯学習・ボランティアの推進

■めざす姿

町民一人ひとりが主体的に学習する生涯学習の意識向上を促進するため、各種公民館教室の充実や文化協会加盟団体等の活動支援を行うとともに、図書館などで多様化・高度化する学習要求に対応し、その成果を適切に活かすことができる地域社会づくりを推進します。

また、町民が自らの手によって社会的な問題を解決し、可能性を伸ばし、生活の質を高めることでより良い生き方を実現できるよう、各種団体と連携・協力しながらボランティア活動を推進・支援します。

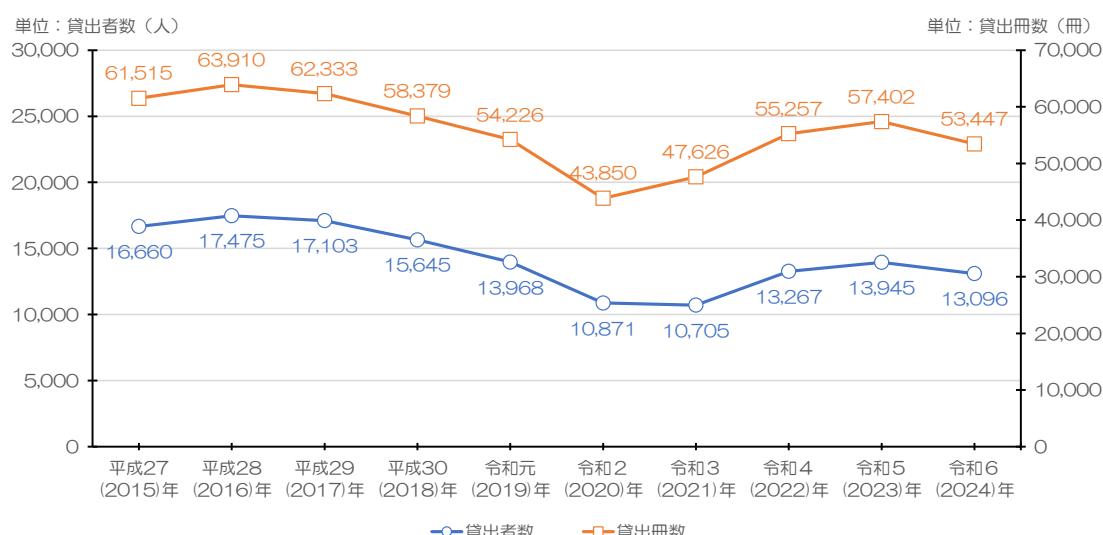
■現況と課題

東日本大震災によって地域コミュニティやボランティア活動が改めて評価されるなか、町民の生涯学習・文化活動に対する意識の高まりにより、これまで多くの町民や各種団体などが自発的で活発な活動を行ってきました。また、震災復興の支援のために本町で活動をしてきた大学や団体との交流も活性化し、現在もそれらの交流は継続されています。

そのような現状を活かし、町民個々が学び、交流するなかで、よりよい地域をつくろうとする活動にかかり、主体的なまちづくりが展開される地域社会を形成することが期待されます。

また、図書館については、資料面では本町や町民にまつわる郷土資料の収集・保管や図書館所蔵資料の電子化、電子書籍の提供が課題となっています。事業・サービス面では、子どもの読書活動のより一層の活性化に加えて、居場所としての利用についても検討し、生涯学習・社会教育に対する取り組みの充実を図ることが求められています。

図書館の貸出者数及び貸出冊数の推移



資料：新地町図書館HP

■ 施策

4-3-1 生涯学習の総合的推進

生涯の各期にわたって学習機会を提供することができるよう各種教室や講座の充実、団体・グループ活動の支援などに努めます。また、震災後も継続して交流してきた企業や大学、各種団体の協力も得ながら、事業のさらなる充実を図ります。

事業等で学んだことを活かした社会参画が促進されるよう、ボランティア団体及び個人ボランティアの相互連携を図ります。また、学校教育におけるボランティア体験の機会の拡充や、町社会福祉協議会と連携したボランティア学習や体験の場づくりなどをとおし、ボランティアの育成・支援に努めます。

4-3-2 芸術文化活動の推進

本町の芸術文化の保護・育成を図るため、町民の芸術文化活動を支援するとともに、新地町文化交流センターや改修した駒ヶ嶺公民館分館などを活用して、芸術文化をとおした交流の場の提供や小中学校との交流、情報の発信を行います。また、芸術文化団体の自主的な運営による活性化を支援します。

4-3-3 読書の町づくりの推進

大人から子どもまで幅広い年代が身近に感じられる図書館づくりを推進するとともに、資料や事業の充実を図ることで日常の生活に役立ち、自らの学びや郷土愛を育む力を育てる本や、映像・音楽・電子資料などに触れる機会を提供していきます。そのほか、町民の多様なニーズに応える施設づくりにも取り組みます。

特に、子どもに対しては、生涯にわたる豊かな読書経験の基礎を形成するため、0歳児から絵本に触れる機会となる事業や、学校や地域住民と連携した事業を行うなど、「子ども読書活動推進計画」の改定を行い、子どもの読書活動を推進します。

4－4 文化・スポーツの充実

■めざす姿

観海堂跡、城跡、製鉄跡、貝塚、人物などの歴史文化資源を総合的に把握し、町民に周知することで、その価値の共有や郷土への誇りと愛着を育みます。

町民が生涯にわたり、気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを行い、スポーツ推進員と連携して心身の健康と交流を図る生涯スポーツの普及啓発に努めます。また、スポーツ協会加盟団体等の活動支援や競技スポーツへの支援を継続して行います。

さらに、各種大会の開催などを、関係者及び各種団体と連携して行います。

■現況と課題

歴史や文化に関しては、国史跡指定の新地貝塚附手長明神社跡、福島県史跡指定の三貫地貝塚や観海堂跡、福島県重要無形民俗文化財指定の福田十二神楽を始め、町内には原始時代から近代に至るまで 150 以上の文化財があります。文化財は祖先が新地町に残した足跡であり、文化財から故郷を学び未来へとつなげていく文化継承を行うだけでなく、私たちを育んできた郷土に対する愛着を深めることもできます。出土した縄文土器や歴史関連の書物の整理や保全も大切です。また、文化財を広報して周知することで観光資源としての役割を果たすことができます。

スポーツ活動に関しては、町民一人ひとりの健康保持・増進や体力づくりに寄与するとともに、スポーツをとおした交流がコミュニケーション能力や思いやりの心、多様な価値観を認め合う気持ちなどを育み、地域社会のコミュニティ形成にも大きな役割を担っています。

東日本大震災後に整備された新地駅前フットサル場やパンプトラックなども活用しながら、年齢にかかわらず、また障がいがあってもスポーツを楽しむことのできる機会や、動機づけとなる情報発信に取り組んでいくことが必要です。

■ 施策

4-4-1 歴史文化活動の推進

歴史文化に関連した文化財や歴史書などを文化資産として、保存や活用の方法はどうあるべきかなど幅広い視点からの調査研究を推進します。学校教育においては、小冊子「新地町の文化財」やデジタルデータ化した冊子「わたしたちのまち新地」を副読本として社会科や総合的な学習の時間に活用を図り、郷土の歴史文化の学習から郷土愛を育んでいきます。

4-4-2 生涯スポーツ活動の推進

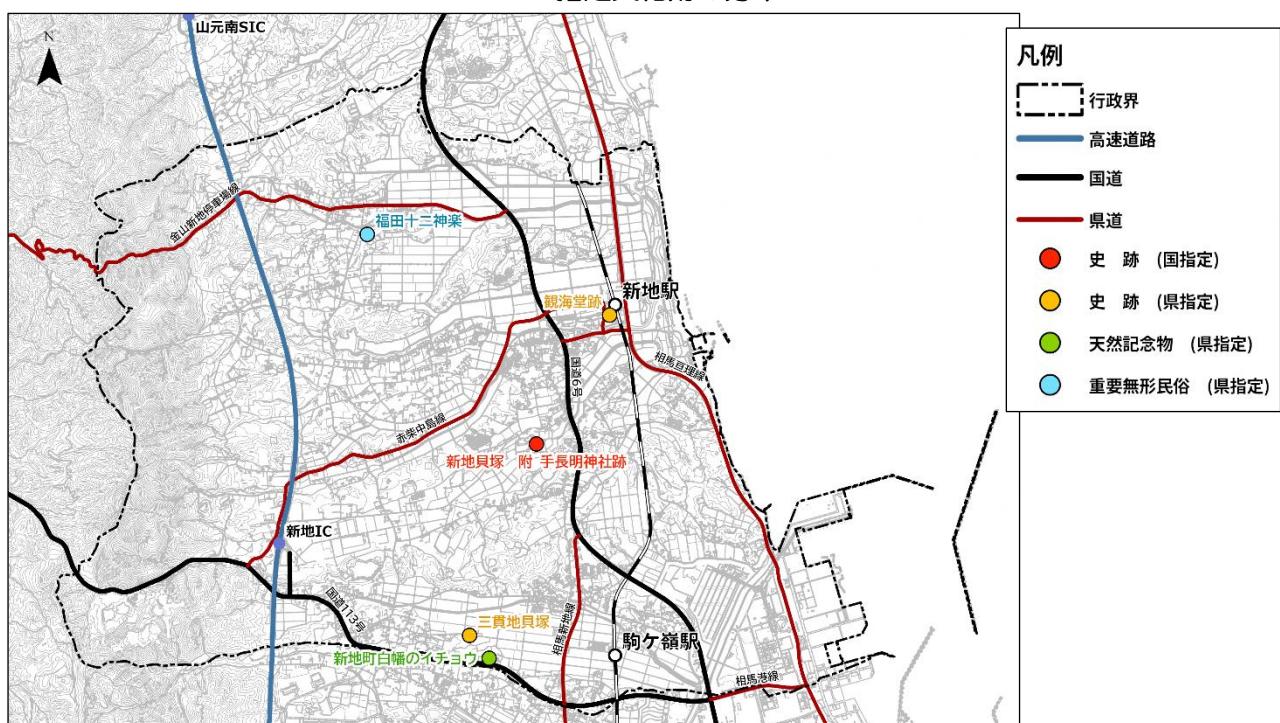
スポーツを誰もが生涯にわたる身体的な楽しみとする趣旨を活かし、多くの町民が参加できるスポーツをとおして楽しみながらの健康づくりを推進するため、町民のニーズを取り入れながら生涯スポーツ活動事業の充実を図ります。さらに、東日本大震災後に顕著になった子どもの肥満防止、超高齢化社会における介護予防、若者の出会いの場の創出などを踏まえたメニューも企画します。

競技スポーツは、市町村対抗駅伝・軟式野球・ソフトボール大会などの支援を継続します。

また、スポーツ指導者登録を行い、スポーツに関する事業の支援として各種教室や講座の充実、スポーツ団体・グループ活動の活性化を図ります。その他、ボランティア活動等に携わった人々の中からスポーツ活動支援に適した人材を発掘し、生涯スポーツ活動事業に活用します。

さらに、スポーツ推進員による生涯スポーツ（ニュースポーツなど）の普及・啓発活動を行います。その他、総合公園や防災緑地公園を活用したウォーキングやジョギングなどの軽運動の推進、既存施設や新地駅東側のフットサル場、パンプトラックの利用促進を図ります。

指定文化財の分布



資料：福島県都市計画基礎調査

第5章 住民力を活かすまちづくり

項目	施策
5-1 協働によるまちづくりの推進	5-1-1 町民参画の推進 5-1-2 まちづくり情報の共有化
5-2 デジタル化の推進	5-2-1 情報通信基盤の整備・活用 5-2-2 行政情報の発信充実
5-3 持続可能な行財政運営	5-3-1 効率的、効果的な行政サービスの推進 5-3-2 財政健全化への取り組み
5-4 多様な主体との連携	5-4-1 産学官の連携 5-4-2 交流の推進

5－1 協働によるまちづくりの推進

■めざす姿

まちづくりには、町民や行政などが協力して取り組む「協働」が欠かせません。そのため、行政区や地域づくり団体など、自主的な活動を支援するほか、町民や関係団体などとの協働の取り組みを推進します。

また、町の広報紙やホームページなどにより必要な情報を積極的に発信するとともに、子どもからお年寄りまで幅広い世代の町民が参加しやすい協働の体制づくりを推進します。

■現況と課題

本町には、昔ながらの地域コミュニティが根ざしており、町民の福祉や地域の文化を支え、行政区が行政と町民のパイプ役を担っています。

時代や社会状況の変化とともに行政に対するニーズが多様化・高度化し、行政だけで運営できるような時代ではなくなってきているなかで、住みやすく魅力あるまちにしていくためには、教育や子育て、医療や福祉、防災など、地域住民と行政区、町、関係機関・団体等が、それぞれの役割を担いながら、協働の体制づくりを進めていくことがますます重要となっています。

さらに、協働の取り組みに当たっては若い世代や女性など多様な参画を得るため、町政や各種活動に関する情報を様々な手法で発信し、情報をみんなで共有することが求められます。

■ 施策

5-1-1 町民参画の推進

町民からなる団体による自主的な活動、さらにはボランティアや NPO 法人等の地域づくり活動を支援するため、活動にかかる助成や活動場所の提供などを行います。また、地域おこし協力隊や復興支援員等による地域おこし活動を支援し、コミュニティの充実を図っていきます。

町政の推進においては、町民の意見を町政に反映させるために、まちづくり懇談会を開催するとともに、多様な意見を取り入れるため、各種計画や事業の進捗に応じた委員会や審議会等では、年齢や性別、障がいの有無にかかわらない参画を促進します。若者世代の参画機会としては、青少年の健全育成と非行防止対策のため地域や各関係機関で構成された「青少年健全育成町民会議」の各種事業（少年の主張大会、各行政区・地区・各学校の活動支援）を実施します。

さらに、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮することができるよう、「新地町男女共同参画プラン」に基づき、男女平等意識の啓発や学習機会の充実やワークライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進により男女共同参画社会の実現をめざします。

5-1-2 まちづくり情報の共有化

行政情報のみならず、様々なまちづくり活動の情報を「広報しんち」や町ホームページに掲載するなど、広く情報を発信します。また、新たな情報発信として公式 SNS を立上げ即時性を活かし、町民の関心を惹くよう工夫し、町民一人ひとりに必要な情報が行き届き、多くの町民との情報共有化が図られるよう情報提供の充実に努めます。

5－2 デジタル化の推進

■めざす姿

国のデジタル田園都市国家構想や県のデジタル実装の取り組みを踏まえ、各種申請や本人確認のオンライン化を進め、行政サービスの効率化と利便性を高めます。町ホームページやSNSなどを活用し、迅速に発信するよう取り組みます。

また、児童生徒が情報に対する個人の責任を理解できるよう、情報モラルの教育の充実を図ります。

■現況と課題

町政や暮らしにかかわる情報を広く町民に提供していくためには、町内に整備した光ファイバー網や通信事業者が整備する5G通信^{※1}などの基盤を活かしつつ、IoT^{※2}やビッグデータ^{※3}、AI^{※4}などの進展するデジタル技術を導入し、行政サービスの高度化や効率化等を図る必要があります。また、国が推進するマイナンバー制度やマイナポータルの利活用では、自治体に幅広い展開が期待されており、マイナンバーカードの普及促進や関連システムの整備を通じ、町民の生活利便性を向上することが求められます。さらに、情報社会においては、責任ある行動やリスク回避のための情報モラル教育を推進するとともに、住民参加や共助の視点を踏まえた活用が重要です。行政情報の発信については町ホームページ及び防災無線に加え、SNSなど多様な媒体を活用し即時性を備えた情報の共有化を推進することが求められます。

特に防災に関する情報については、迅速かつ正確に伝える必要があることから、従来の方法の充実に加え、デジタル技術を活かした新たな方法の検討を進め、住民と行政が協働し適切な情報提供体制を確立していくことが重要です。

^{※1} 高速大容量・低遅延・多数同時接続という3つの特徴を持つ第5世代移動通信システム。

^{※2} あらゆるモノがインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス又はそれを可能とする技術の総称。

^{※3} 膨大かつ多様で複雑なデータのことであり、日々生成されるデータの集合を指し、単に膨大なだけではなく、非定形でリアルタイムに増加・変化するという特徴がある。

^{※4} 人工知能。コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。

■ 施策

5-2-1 情報通信基盤の整備・活用

町が整備した情報通信基盤を積極的に活用して情報発信を行うとともに、マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供等、行政運営及び行政サービスの質的向上を進めるとともに町民の生活や企業の利便性、快適性の向上を図ります。

また、インターネット上の犯罪や消費者問題が懸念されることから、情報化社会において生きていくために必要な情報モラルを高めるため、学校を中心に情報モラル教育を実施していくとともに、誰もが安心して情報化社会に対応できるようSNS講習会等を開催します。

5-2-2 行政情報の発信充実

情報伝達環境の整備に伴い、町ホームページの内容の充実や更新頻度を高めるなど、積極的な行政情報の発信の充実に努めます。

5－3 持続可能な行財政運営

■めざす姿

少子高齢社会の進行や施設の老朽化など社会の状況が変化していく中で、時代に即した行政サービスを提供できるよう、効率的・効果的な事業執行や施設再編などにより財政健全化を図り、持続可能な行財政運営を行います。

■現況と課題

これまで本町は、電源地域の一つとして安定した財政状況を維持し、役場庁舎を含む公共施設の整備など社会資本及び行政サービスの充実に取り組んできましたが、少子高齢化・人口減少社会の進行、施設の老朽化、物価上昇など、全国的に自治体の行財政運営は、今後、より厳しい環境に置かれるものと想定されます。

定住・交流・関係人口の拡大により町の活性化を図る一方で、行財政の運営にあたっては町民ニーズを踏まえ、選択と集中の考え方に基づき、効率的・効果的に施策・事業を展開していくことが求められます。行政評価を通じた計画、実施、評価、改善の評価システムを構築していく必要があります。

また、少子化や環境問題、男女共同参画など分野を横断する行政課題や広域的なまちづくりの取り組みも求められています。

本町の歳入・歳出



資料：地方財政状況調査（総務省）

本町の基金及び債務の推移



資料：新地町総務課

■ 施策

5-3-1 効率的、効果的な行政サービスの推進

行政サービスを効率的・効果的に実施できるよう、行政内システムや手続き等の見直しを行うとともに、マイナンバーを活用したオンラインでの行政手続きなど、様々な場面での利用を促進します。また、窓口サービスの向上を図るとともに、弾力的な組織運営を推進し職員の能力開発に努めます。

横断的な行政課題に対する政策調整会議などにより、各部門間の連携を密にした総合的な行政運営を図ります。

地域活性化起業人^{※1}など国等の制度を活用し地域課題に対し、企業と連携した取り組みを図ります。

5-3-2 財政健全化への取り組み

財政の健全化を図るため、将来的な歳入を予想しながら、持続可能な行政運営に努めます。

多様な行政需要に対して施策・事業の評価を行うなど優先度の高い事業への財源の重点的な配分を図り、計画的・効率的な事業執行に努めます。そして、本町における資産や債務、財務状況などを、地方公会計を導入することでわかりやすく公表します。

また、これまで整備してきた道路・橋梁、下水道施設等の公共施設は、経年劣化が進行し、安全性や快適性が低下するといった問題が生じます。安全性の確保とともにライフサイクルコスト^{※2}を抑制するため、予防保全的管理を行い、社会資本の長寿命化に取り組むとともに公共施設のあり方について検討していきます。

活力あるまちづくりや産業の誘致・振興、課税客体^{※3}の把握などにより、安定した税収の確保に努めます。また、受益者負担の原則に基づき、使用料・手数料の適正化に努めます。

^{※1} 三大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が、協定書に基づき、社員を地方自治体に一定期間（6ヶ月から3年）派遣し、地方自治体が取組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る取組。

^{※2} 製品や構造物などにかかる生涯費用のこと。企画から製造、運用、廃棄までをトータルに考えるもの。

^{※3} 課税の対象となる物件・行為・事業等をいう。例えば、固定資産税の課税客体は、土地、家屋、償却資産。

5－4 多様な主体との連携

■めざす姿

安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会を形成するため、東日本大震災からの復旧・復興の取り組みをとおしたつながりなどを活用しながら、関係自治体、企業、大学などとの連携を図ります。

また、広域連携や姉妹都市との連携を進めます。

■現況と課題

地域コミュニティや商工会、農協、漁協などの従来からの連携を深めながら、東日本大震災の復興の過程で形成された町内外のつながりを今後も引き継ぎ、活かしながら、産学官との連携や広域での連携を図ることで、町政を推進するとともに、交流人口・関係人口の獲得を図る必要があります。

■ 施策

5-4-1 産学官の連携

本町では、明治大学と連携協力に関する協定を締結しており、地域の活性化や教育などの分野で連携を図っているほか、東京大学大学院、国立環境研究所とも三者協定を締結し連携した取り組みを進め、新地アーバンデザインセンター（UDC しんち）の運営に協力しています。また、民間企業と災害等包括連携・協力に関する協定を締結し取り組みを進めています。

学校教育では、町内に進出している企業や大学と連携してエネルギー学習及び講義等を実践しています。

大学や企業、関係機関・団体等の協力・連携を充実し、教育・文化・スポーツ・学術等活動支援や、まちづくり・地域振興に際して必要となる調査、研究開発、広報広聴、人材育成などに取り組みます。

5-4-2 交流の推進

相馬地方広域市町村圏組合の積極的な活用を図るとともに、関連市町村や県、姉妹都市などとの連携により交流の推進を図ります。

伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」関係5市町による、まちづくりサミットにより歴史的絆を確認し相互交流を進めます。また、各市町の少年団体（シニアリーダー）の研修交流会を実施し、次代を担う青少年の資質向上・育成に努めます。

学校教育では、ウェブ会議システムを活用して現在交流のある東京都のフランス学園、北区立飛鳥中学校をはじめ全国の小中学校との交流を充実させていきます。また、他地域の自然・文化・言語などの理解学習を推進していきます。

災害時の相互応援協定を締結している、和歌山県みなべ町、滋賀県竜王町、三重県四日市市とは、本町の持つ震災からの復旧・復興への経験、取り組みを共有しながら交流を深めていきます。